

奈良市環境基本計画

世界的文化遺産と歴史および

豊かな自然が調和した都市・奈良



春日山原始林の大楠

奈良市

はじめに

あをによし 奈良の都は
咲く花の 薫ふがごとく
今盛りなり

(巻三の三二八)

と万葉集に詠み歌われ、平城京の時代から連綿と栄えている奈良市は、国際文化観光都市として今、大きく飛躍しようとしています。



私たちの奈良市には、昨年12月に「古都奈良の文化財」として世界遺産に登録された歴史的文化遺産や、これらと一体となった豊かな自然環境などがあります。

今日、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システム、自動車の排気ガスによる大気汚染等により私たちの日常生活そのものが、環境への負荷を増大させ、地球温暖化やオゾン層の破壊など人類の生存基盤そのものがおびやかされるまですべてになっています。

今、私たちは、一人ひとりのライフスタイルを見直し、環境に負荷の少ない生活を行い、良好な環境を将来の市民に引き継いでいくことが必要であります。

このような観点に立って、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するために、本年3月に「環境基本条例」を制定し、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するために、この度「環境基本計画」を策定いたしました。

この計画は、目標年度を西暦2010年とした本市の環境行政のマスタープランとして、また「奈良市新総合計画」が目指す都市づくりを環境面から実現するものであります。

今後は、目標とする環境像であります“世界的文化遺産と歴史及び豊かな自然環境が調和した都市・奈良”を目指して、市民、事業者、観光客等の皆さんと市が一体となって、緑豊かな良好な環境都市を実現していきたいと考えておりますので、皆さんの一人ひとりのご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言等を賜りました奈良市環境審議会の委員の皆さんをはじめ、ご協力いただきました多くの皆様方に心からお礼申し上げます。

平成 11 年 3 月

奈良市長 大川靖則

目 次

第1章	奈良市環境基本計画の考え方	1
1.1	計画策定の背景	1
1.2	計画の目的	2
1.3	計画の位置づけ	2
1.4	計画の目指すもの	3
1.5	計画の対象	3
1.6	計画の期間	4
1.7	計画の範囲	4
第2章	奈良市の環境の現状と課題	5
2.1	奈良市の概況	5
2.2	歴史環境の現状と特性・課題	10
2.3	自然環境の現状と特性・課題	12
2.4	都市環境の現状と特性・課題	13
2.5	生活環境の現状と特性・課題	15
2.6	資源の循環的な利用の現状と特性・課題	19
2.7	市民及び事業所活動の現状と特性・課題	22
2.8	地球環境問題に対する現況と課題	26
2.9	地域別の環境の特性・課題	27
第3章	奈良市の望ましい環境像	33
3.1	理 念	34
3.2	望ましい環境像	35
3.3	基本目標	36
3.4	各主体の基本的役割	39

第4章 環境を保全・創造するための施策	40
4.1 環境施策の総合体系	40
4.2 施策の展開	42
1 歴史と文化を守り育むまち	42
2 自然や生き物を大切にするまち	47
3 安全で快適な都市環境をつくるまち	52
4 健康に暮らせる生活環境を守るまち	59
5 資源の循環的利用を図るまち	65
6 すべての主体の参加と連携を図るまち	71
7 地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶまち	76
□主体の役割のまとめ	80
4.3 地域別の施策	85
4.3.1 東部ゾーン	86
4.3.2 中央市街地ゾーン	88
4.3.3 南部ゾーン	90
4.3.4 中部ゾーン	92
4.3.5 西北部ゾーン	94
第5章 計画の推進にあたって	96
5.1 推進体制の整備	96
5.2 進行管理を進めるために	97



奈良市の花木鳥

奈良市は、平成10年2月1日に市制100周年を迎えました。
この節目の年に、次の100年を目指して誇れる奈良市を
創造していくため、市のシンボルとしての花・木・鳥を
制定いたしました。



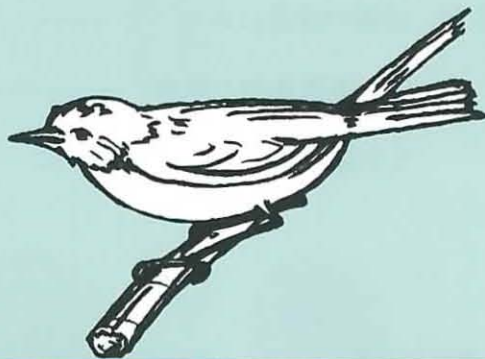
ナラヤエザクラ

東大寺知足院の裏山の八重桜は古歌にも詠まれ、国の天然記念物にも指定されている。4月下旬から5月上旬にかけて白色ないし淡紅白色の花を咲かせ、奈良を訪れる多くの人々大変親しまれています。



イチイガシ

古来より奈良盆地やその周辺には「イチイガシ」がよく生育し、今も春日大社境内にも「イチイガシ巨樹群」があり、昭和56年2月12日に市の天然記念物に指定されました。一般には「イッチン」とか「ドングリの木」と呼ばれています。



ウグイス

春を告げる鳥として知られる「ウグイス」は、奈良市でも広く分布し、市街地でも鳴き声を聞くことができます。古歌にも多く詠まれ、「鶯の滝」と呼ばれる滝や、鶯塚古墳もあり、大変なじみがあります。

第1章

奈良市環境基本計画の考え方

1.1

計画策定の背景

●環境問題の変化

わが国では昭和30年代半ばから、公害や自然環境破壊などの環境問題が顕在化し、大きな社会問題となりました。

昭和40年代からは、環境保全に向けて「公害対策基本法」、「自然環境保全法」等の法律によりさまざまな施策が進められてきましたが、昭和50年代頃から新たな環境問題に直面することになりました。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動や生活様式が定着し、人口や経済活動が都市に集中した結果生じた問題です。自動車による大気汚染、騒音・振動や生活排水による水質汚濁、化学物質による環境汚染への危惧、開発による身近な緑の減少などが主なものです。

このように、今日直面している環境問題は、これまでの公害問題とは異なり、日常生活や通常の事業活動に起因するとともに、地球温暖化やオゾン層の破壊問題のように地球規模の広がりや将来の世代にもわたる広がりをもっています。

●国・県の動向

国はこうした環境問題の特質を踏まえ、環境政策の新しい理念や政策の枠組みを確立する必要があるとの判断の下に、平成5年11月、環境に関する分野について政策の基本的な方向を示す「環境基本法」を制定し、これを受けて平成6年12月には国の「環境基本計画」を策定しました。

この、国の環境基本計画においては、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」の4つの長期目標が掲げられ、基本法の理念を実現するための幅広い施策が示されています。これらの新しい取り組みの中で、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築は、国民の積極的な参加が必要となっています。地方公共団体はこれらの実現に向けて、国の施策に準じた施策及びその区域の自然的社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進していく役割を担っているとしています。

そこで奈良県では、国の施策に準じ、かつ自然的社会的条件に応じた施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成8年12月に「奈良県環境基本条例」を制定し、平成9年4月1日から施行しています。また、環境基本条例の制定に先立ち、平成7年度において「奈良県環境総合計画」の策定を完了しています。

●奈良市の取り組み

本市においてはこれまで、世界的な歴史的文化遺産の保全とともに、それらと一体となった豊かな自然が保たれ良好な環境を有してきましたが、都市化が進む中で、身近な緑の減少や、自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁や近隣騒音問題、廃棄物の排出量の増大などの問題も生じてきています。また、市民生活活動や様々な社会経済活動が地域の環境や地球環境に与える影響は、恵まれた環境条件にある本市においても無視できないものになってきています。

このように、これまでの本市のみの個別の取り組みだけでは解決が困難な問題も多くあり、市民・事業者・観光客等と一体となった取り組みや、国・県への働きかけ、周辺市町村との連携等が必要となっています。

そのため本市は、環境問題の変化や国内外の取り組みを踏まえて、長期的な展望と広域的な視点を持った環境行政の方向性を示すとともに、市民、事業者、観光客等及び市が、それぞれの役割分担の下に環境の保全と創造にかかわる施策の総合的かつ計画的な推進と、環境への新しい対応を図るため、「奈良市環境基本計画」を策定しました。

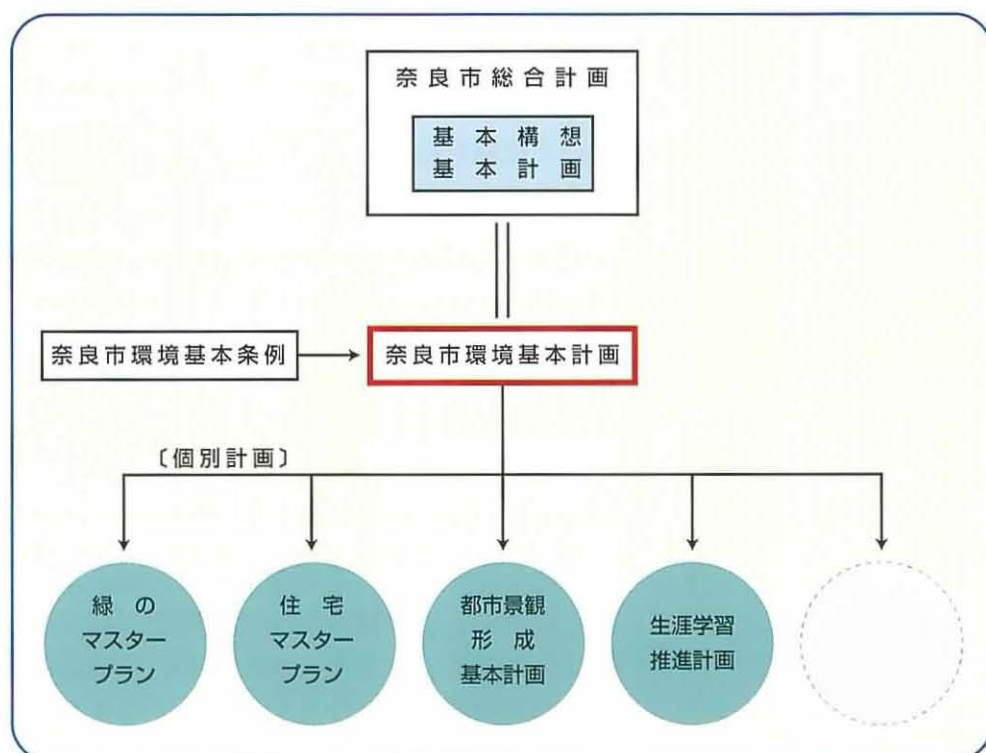
1.2 計画の目的

「奈良市環境基本計画」は、本市の恵まれた歴史的文化遺産や自然を守り育てていくために、市民、事業者、観光客等及び市が協力して、環境の保全と創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することにより、環境への影響（負荷）の少ない社会を築き、現在および将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活を実現することを目的とします。

1.3 計画の位置づけ

「奈良市環境基本計画」は、「奈良市環境基本条例」に基づき定められるもので、本市の総合計画を環境面から総合的、体系的に推進し、環境の保全と創造に関する各分野の施策、事業の基本となるものです。

また、市民、事業者、観光客等の生活や事業活動において環境に配慮する指針となるものです。



1.4 計画の 目指すもの

「奈良市環境基本計画」の策定にあたっては、以下の5項目を念頭においた計画としています。

1. 将来世代への継承を考慮した環境像の提示

- ・総合的な視点から環境に関する要素を幅広くとらえ、奈良市の独自性を踏まえて、将来世代に、より良い環境を引き継ぐことができる望ましい環境像を示します。

2. 新しい環境課題への取り組み

- ・地球環境問題や、市民の生活様式の変革などの新しい環境課題に対する取り組みの方針を示します。

3. 参加主体の役割と連携への配慮

- ・計画推進の主体となる市民、事業者、観光客等及び市が一体となった積極的な行動を促すため、各々の役割や連携のあり方等について示します。

4. 組織横断的な取り組みの展開

- ・従来までの環境項目に加え、歴史や自然、まちづくり、環境教育・学習の分野も含めた全市的な取り組みの体系を示し、組織横断的な体制づくりを進めます。

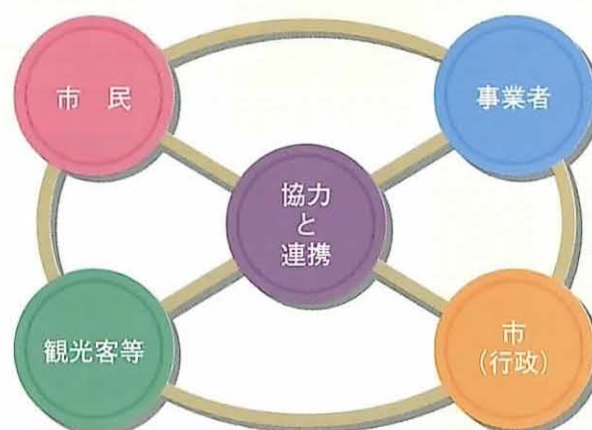
5. 計画の実効性と継続性を重視

- ・環境行政の方向性と内容を示すだけでなく、計画の実効性と継続性を重視した施策の展開と推進の体制の構築を図ります。

1.5 計画の対象

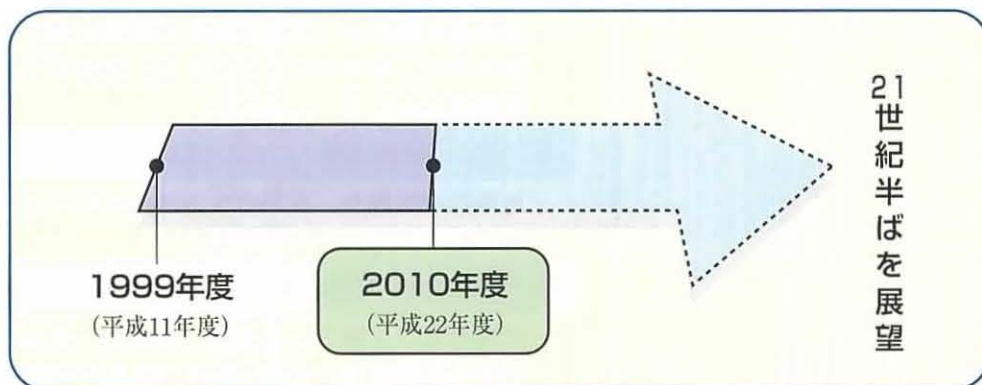
- 主 体：「市民」「事業者」「観光客等」「市(行政)」
を主体としてその役割と行動を示します。

- 対象地域：奈良市全域
広域的な対応が必要な事項については、国・県や近隣自治体との協力体制の強化を図ります。



1.6 計画の期間

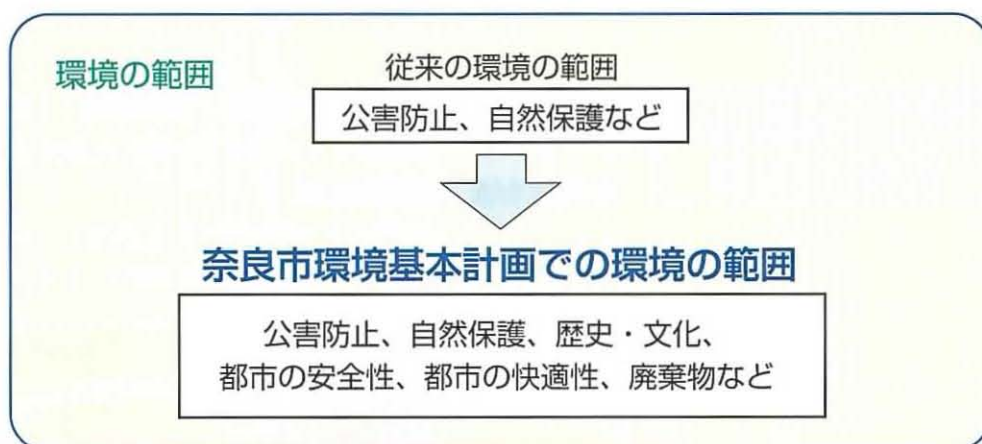
「奈良市環境基本計画」は21世紀半ばを目指した長期的な計画ですが、着実な進展を図るために、**2010年(平成22年)度**を目標年度とします。ただし、計画の期間内においても、必要に応じて計画の見直しと修正を行い、計画が今後の社会経済状況などの変化に対応できるように努めます。



1.7 計画の範囲

従来の公害防止や自然保護に加えて、歴史や文化、都市の安全性や快適性、廃棄物などを中心に幅広く含めます。

また、環境の空間的な範囲としては奈良市内の地域的な環境から、周辺市町村との広域連携を経て、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球環境までを対象とします。



- 歴史環境の保全……歴史的文化遺産、歴史景観など
- 自然環境の保全……植生(森林等)、動物、昆虫など
- 快適環境の創造……都市景観、歩行者空間、緑、水辺など
- 生活環境の保全……大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、化学物質など
- 資源の循環的な利用……ごみ、水、エネルギーなど
- 地球環境保全……温暖化、オゾン層破壊、酸性雨問題など

第2章

奈良市の環境の現状と課題

2.1

奈良市の概況

(1) 位置と気候

本市は奈良県の北端に位置し、近畿地方、日本全国からみて、ほぼ中央に位置しています。

この位置的好条件をはじめ、その他の自然的社会的環境により古くから政治・文化の中心として発展してきました。

北は京都府、東は添上郡月ヶ瀬村、山辺郡山添村・都祁村、南は天理市・大和郡山市、西は生駒市と接しており、面積は、211.6km²で、奈良県の総面積のほぼ5.7%を占めており、東西25.15km南北16.7kmで、周囲の延長は97.1kmに達しています。

また、奈良盆地の北部一帯に広がっているため、盆地が持つ内陸性の気候を呈しています。

奈良地方気象台（北緯34度41分、東経135度50分）の平均値（1961～1990年の30年間平均）を見ると、年平均気温は14.4℃、年間降水量は1,355mmとなっています。

奈良盆地・大和高原とも山岳によって海岸から隔てられているため内陸性気候を示していますが、奈良盆地はその特色が最も著しく、夏は県下で最高温に近く、冬は割合寒くて年較差は大きくなっています。

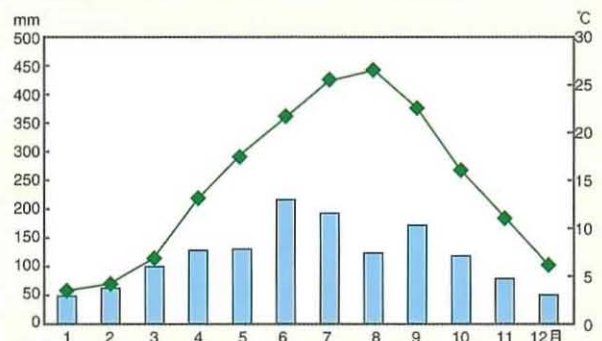
奈良市の位置



月平均気温及び
降水量（平年値）

■ 降水量
◆ 平均気温

出典：理科年表

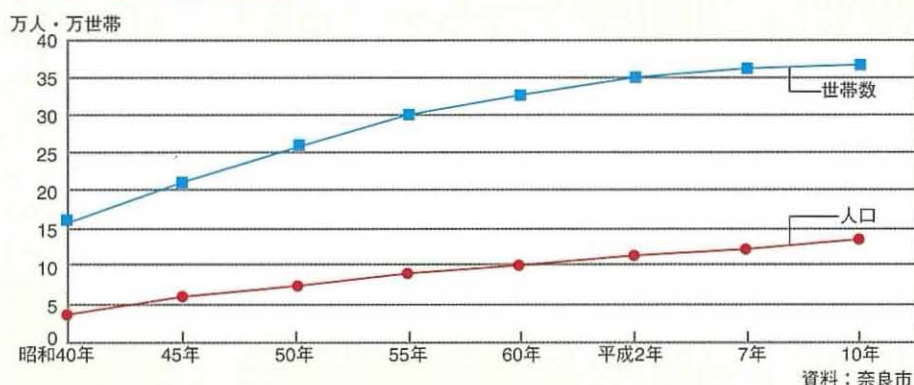


(2) 人 口

本市の人口は増加しつづけていますが、人口増加率は減少の傾向にあります。また、世帯数は増加傾向を示していますが、一世帯当たりの人数は減少しており、核家族化の傾向が顕著になってきています。

なお、平成10年10月1日現在の推計人口は363,019人で、世帯数は133,478世帯（「住民基本台帳」より）、人口増加率（平成7年～平成10年）は1.1%となっています。

人口・世帯数の推移



(3) 土地利用

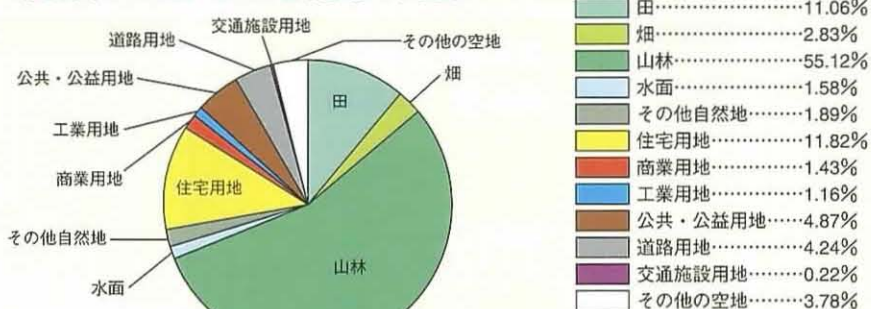
本市の土地利用は、西北部では平城ニュータウンや富雄団地などの開発等もあり、主に宅地として利用されています。また、中央部においても学校や病院等の公共公益施設の他に小規模な宅地開発が見られます。

その一方、県立奈良公園から御蓋山、大和青垣国定公園の一部にかけての一带や、平城宮跡とその周辺部は市街化調整区域に指定され、開発を抑制するとともに、風致地区や歴史的風土保存区域にも指定され、古都奈良としてのたたずまいを保全するよう配慮されています。

また、森林はほとんどが東部にあり、本市の水源涵養地域としての役割を担っています。

全体的な割合で観ると自然的な土地利用が7割を占め、その多くは森林で残りは農地となっています。また、都市的な土地利用の半分近くは住宅地となっています。

奈良市における土地利用の割合



出典：都市計画基礎調査（平成9年3月）

(4) 産 業

平成7年の国勢調査において、産業全体で見ると、第3次産業が最も多く、就業人口の71.8%を占めています。また、第3次産業の中でも卸売・小売業・飲食店、サービス業が3/4を占めています。第2次産業は24.5%であるが、その多くは製造業であり、第1次産業は1.8%に過ぎず、その大半は農業となっています。

奈良県全体の中で見ると、第3次産業が特に多く、奈良市内で働く従業員数で見ても第3次産業が圧倒的に多いことが分かります。

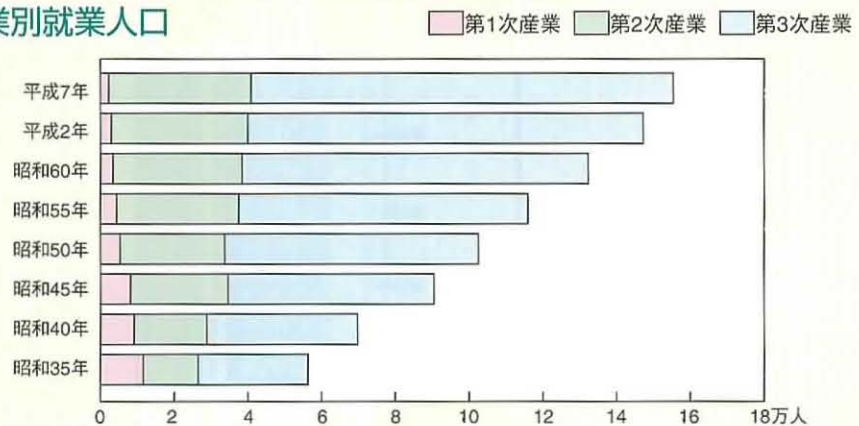
また、産業別就業人口の推移を見ると、第2次産業の割合はほぼ横ばいですが、第1次産業の割合は減少し、第3次産業の割合が増加しているのが分かります。

産業大分類別就業人口(平成7年)

産 業	奈 良 市		奈 良 県	
	就業人口 (人)	比 率 (%)	就業人口 (人)	比 率 (%)
農 業	2,881	1.7	23,156	3.5
林 業・狩猟業	92	0.1	2,351	0.4
漁 業・水産業	7	-	165	-
第1次産業計	2,980	1.8	25,672	3.9
鉱 業	39	-	173	-
建 設 業	12,133	7.3	53,626	8.0
製 造 業	28,448	17.1	152,188	22.9
第2次産業計	40,620	24.5	205,987	30.9
電気・ガス・熱供給・水道業	1,206	7.3	5,683	0.9
運 輸・通 信 業	8,169	4.9	34,124	5.1
卸売業・小売業・飲食店	41,727	25.1	151,656	22.8
金 融・保 険 業	8,370	5.0	27,312	4.1
不 動 産 業	3,302	2.0	8,825	1.3
サ ー ビ ス 業	49,959	30.1	174,258	26.2
公 務	6,498	3.9	25,059	3.8
第3次産業計	119,231	71.8	426,917	64.1
分類不可産業	3,107	1.9	7,198	1.1
計	165,938	100.0	665,774	100.0

注) 合計には分類不能の産業を含む(第3次産業には含まない)

産業別就業人口



出典: 統計なら 平成9年版

●観 光

奈良市は、我が国有数の歴史的・文化的観光都市であり、経済的にもホテルや旅館など、観光関連産業はきわめて重要な役割を果たしています。奈良市への観光客数は平成8年で13,468千人を数え、うち宿泊客数約1,884千人、日帰り客数11,584千人と日帰り客数が圧倒的に多くなっています。なお、季節的には、春が多くなっています。

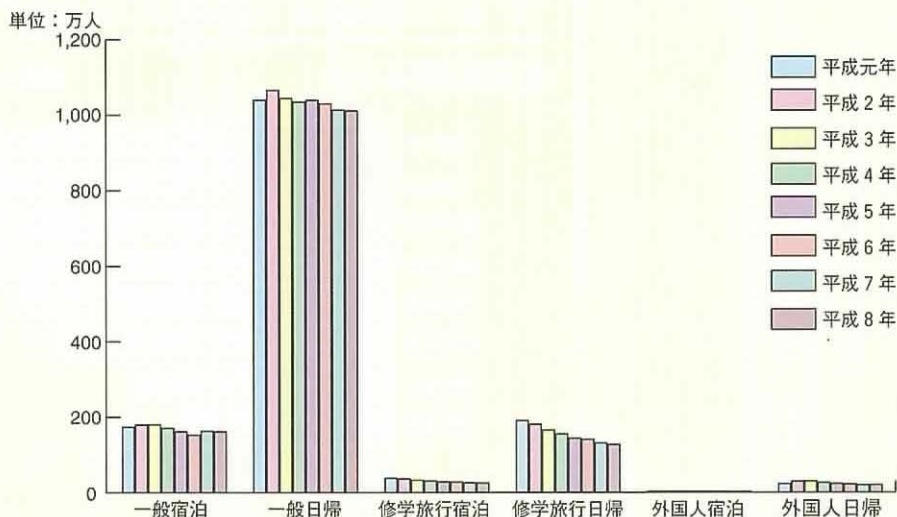
奈良市を訪れる観光客13,468千人のうち4分の1に当たる3,153千人が自動車を利用しており、うち6割に当たる1,873千人がバスを利用しています。

主な観光地は、東大寺、薬師寺、春日大社等の寺社ですが、奈良公園のシカは天然記念物に指定され、約1,200頭が生息しており観光名物となっています。

入込観光者の推移

年	種 別	一 般	修学旅行	外国人	計
平成元年	宿 泊	1,735,000	381,000	26,000	2,142,000
	日 帰	10,394,000	1,905,000	230,000	12,529,000
平成2年	宿 泊	1,791,000	361,000	28,000	2,180,000
	日 帰	10,656,000	1,805,000	293,000	12,754,000
平成3年	宿 泊	1,798,000	330,000	30,000	2,158,000
	日 帰	10,438,000	1,650,000	298,000	12,386,000
平成4年	宿 泊	1,706,000	310,000	26,000	2,042,000
	日 帰	10,347,000	1,550,000	261,000	12,158,000
平成5年	宿 泊	1,611,000	287,000	23,000	1,921,000
	日 帰	10,392,000	1,435,000	234,000	12,061,000
平成6年	宿 泊	1,524,000	281,000	22,000	1,827,000
	日 帰	10,300,000	1,405,000	219,000	11,924,000
平成7年	宿 泊	1,625,000	262,000	20,000	1,907,000
	日 帰	10,131,000	1,310,000	198,000	11,639,000
平成8年	宿 泊	1,610,000	254,000	20,000	1,884,000
	日 帰	10,113,000	1,268,000	203,000	11,584,000

出展：奈良市入込客数調査報告書（奈良市：平成8年）



(5) 交通

●公共交通網

鉄道は中央から西部地域にかけて整備され、大阪・京都方面と結ばれています。

また、主な駅の乗客数を見ると、1日平均約5万人の近鉄奈良駅をはじめとして、近鉄沿線の各駅の乗客数が多くなっています。

バス網については、市内全域をほぼ網羅しており、市内各地へのアクセスが確保されています。

●自動車交通

◆道路網の整備状況

奈良市の主要な幹線道路として、東西方向に県道奈良生駒線、南北方向に国道24号が走っています。

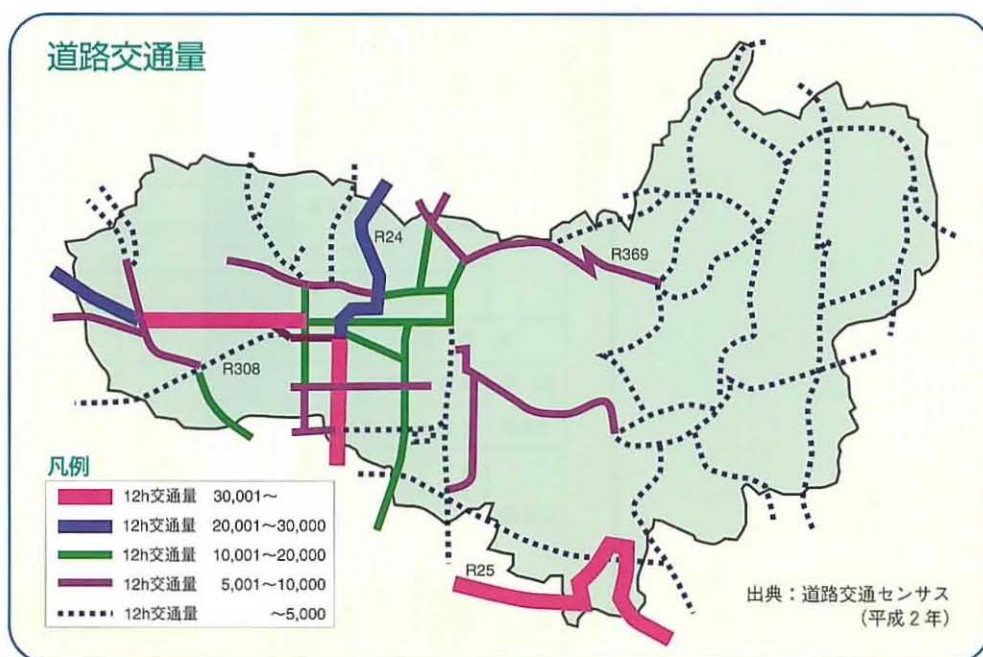
東西方向に走っている道路は大阪方面と、南北に走る道路は、北は京都、南は県内各地へと結ばれており、大阪や京都に対する経済活動や、京都と奈良市南側の各市町村との通過交通と相俟って交通量が多くなっています。

◆自動車の登録台数

近年の自動車の保有状況を見ると年々増加傾向にあります。車種別にみると、貨物自動車や乗り合い自動車、二輪車はほぼ横ばいかやや減少傾向にあるが、乗用車の保有台数の伸びが大きく、全体的には増加傾向にあります。

◆道路交通状況

道路交通量を見ると国道24号と主要地方道奈良生駒線での交通量が多く20,000台/12hを超えています。その他、西部の市街地側の道路の多くは10,000台/12h以上と比較的交通量が多いのに比べ、東部の道路のほとんどは5,000台/12hを超えていません。



2.2

歴史環境の
現状と
特性・課題

本市は古都としての歴史的経緯から量的にも質的にも豊富な文化財が存在しています。特に東大寺や春日大社をはじめとする世界的な歴史的文化遗产とそれらを包み込む春日山原始林や奈良公園などの自然は、奈良市の象徴ともいえます。

この恵まれた歴史環境を保全し、活用していくことが重要です。

【豊富な文化遺産】

- 本市の文化財の指定件数は、平成10年6月現在で931件と我が国でも指定件数の多い都市の1つとなっています。
- 東大寺、平城宮跡、春日大社をはじめとする古都奈良の8資産群が、世界遺産となっています。

【都市化に伴う影響】

- 酸性雨などによる文化財への被害の懸念や、未指定、未発見の文化財が、都市化の進展に伴い破壊や損傷する恐れがあります。
- ならまちをはじめとする歴史景観及び若草山や東部の農山村地域が醸し出す自然景観が豊かですが、近年の都市化によりその景観などが損なわれつつあります。

奈良市所在の指定文化財

(総件数931件/平成10年6月30日現在)

分	類	総 数	国 宝	重 要 文化財	特 別 史名天	史名天	県指定 文化財	市指定 文化財
総 数		931	124	568	4	31	107	97
有 形 文 化 財	建 造 物	155	30	70			36	19
	美 術							
	絵 画	99	9	60			9	21
	彫 刻	303	45	207			29	22
	工 芸 品	148	27	109			9	3
	書跡典籍古文書	121	9	102			6	4
	考 古 資 料	19	4	13				2
	歴 史 資 料	8		5			1	2
無 形 文 化 財		1					1	
民 族 文 化 財	無 形 民 俗 文 化 財	12		1			6	5
	有 形 民 俗 文 化 財	7		1			3	3
記 念 物	史 跡	33			2	23	2	6
	名 勝	6			1	4	1	
	天 然 記 念 物	19			1	4	4	10

資料：奈良市文化財課

世界遺産の範囲

遺産本体の面積	616.9ha
緩衝地帯の面積	1,962.5ha
歴史的環境調整区域の面積	539.0ha
合 計	3,118.4ha

登録遺産は8資産群からなり、その中には国宝25棟、重要文化財53棟、計78棟の建造物群が含まれます。

世界遺産登録(8資産群)の内容

資産名称	内 容
東 大 寺	聖武天皇の発願で建立された宮寺で、金堂（大仏殿）、南大門など（正倉院正倉を含む。）8棟の国宝と18棟の重要文化財を登録。なお、大仏も金堂と一体として登録。
興 福 寺	藤原氏の氏寺として建立された寺。北円堂、五重塔など国宝4棟と重要文化財2棟を登録。
春日大社	神の降臨する山として神聖視されていた御蓋山のふもとに、藤原氏の氏神を祀った神社。本社本殿の国宝4棟と重要文化財27棟及び史跡春日大社境内を登録。
春日山原始林	841年に伐採が禁止されて以来、御蓋山とともに春日大社の社叢として保護されてきた原始林。社殿と一体となって形成されてきた大社の文化的景観を構成する資産である。特別天然記念物春日山原始林に指定されている。
元 興 寺	6世紀に蘇我馬子が造営した飛鳥寺が平城京に移されて元興寺となった。極楽坊本堂、禅室の国宝2棟及び重要文化財1棟を登録。
薬 師 寺	天武天皇の発願で建立された宮寺で、東塔、東院堂の国宝2棟、重要文化財4棟を登録。
唐 招 提 寺	戒律を学ぶための寺として唐僧・鑑真が759年に創建した寺。金堂、講堂など国宝5棟と重要文化財1棟を登録。
平 城 宮 跡	平城京の北端に位置する宮城跡で、国の政治や儀式を行う大極殿や朝堂院、天皇の居所である内裏、役所の遺跡。特別史跡平城宮跡に指定されている。

課 題

- 文化財そのものだけでなく、その周辺整備や市民、事業者、観光客等に対する啓発活動をも含めた、総合的な歴史的文化遺産の保全を図る必要があります。
- 新市街地と調和のとれた歴史豊かな景観の保全を図る必要があります。

2.3

自然環境の
現状と
特性・課題

本市の自然環境はその地勢上、東部地域は山林など緑や自然が豊富ですが、西部地域を中心に宅地開発が進み、自然や緑が減少してきました。

しかし、中央市街地を囲む自然は、春日山・佐保山・平城山風致地区として保全され、世界的な歴史的文化遺産の風情を醸し出す要素となっています。

したがって、これらの歴史的文化遺産との調和のとれた自然環境の保全と創造、そして、だれもが身近に自然を感じ取り、親しめる環境づくりが重要です。

【市街地を囲む豊かな自然】

- 奈良市内における特定植物群落（第2回及び第3回自然環境保全基礎調査：環境庁）として、「忍辱山サギスゲ自生地」「春日山原始林」「若草山草原群落」「春日大社御蓋山原始林」「水越神社のシラカシ林」があげられます。

また、植物相については、これらの特定植物群落を含め、市内にある自然植生群落のほとんどは東部に存在し、東部の山林にはアカマツ林やスギ・ヒノキの植林地が広く分布しています。中でも世界遺産であり、国の特別天然記念物に指定されている春日山原始林は、植生自然度9と極めて自然度の高い植生環境を有しており、学術上重要な昆虫類や両生類の生息地でもあります。このため、「市街地に隣接した世界で最も自然度の高い森林」と評価されています。

- 第2回自然環境保全基礎調査(1978：環境庁)によると、奈良市における学術上重要な種として、両生類・は虫類で3種（ダルマガエル、モリアオガエル、カスミサンショウウオ）、昆虫類が指標昆虫7種、特定昆虫57種の合計64種が報告されています。また、天然記念物としての野生のシカが市内に生息し、奈良らしさの貴重なイメージを創り出しています。

【都市化に伴う自然の減少】

- 市の東部地域には山林などの豊かな自然が残されているものの、西部地域は宅地開発のため、自然度は低いものとなっています。
- 近年の都市開発の影響により、身近な野生生物が減少しています。

課 題

- 東部地域等の奈良市の貴重な自然環境の保全を図る必要があります。
- 歴史的文化遺産との調和のとれた自然環境の保全と創造を図る必要があります。
- 市街化の進む西部地域などにおいて、緑空間の確保等身近な自然の再生と創造を進めていく必要があります。

2.4

都市環境の
現状と
特性・課題

本市には数多くの歴史的文化遺産が存在し、これと一体となった豊かな自然も有しています。これらのものが、"奈良らしさ"を醸し出し、生活の中にも快適性を与えています。

その一方で、身近な公園、広場の整備や、うるおいのある河川整備、都市内の親水空間整備なども求められています。景観面では、屋外広告物の問題や沿道の街並み整備など良好な市街地景観づくりが求められています。

【水・緑と歴史景観等の状況】

- 県立奈良公園と春日山原始林、大和青垣国定公園、平城宮跡等の公園や風致地区、東部の農山村地域、西部の整備された住宅地及び南部の田園等の緑地景観が存在しています。
- 歴史ある河川や池の水辺景観などが、奈良らしさを醸し出しています。
- 市街地内に伝統的建築物等が建ち並ぶ街並みや街道、歴史的眺望景観などが、奈良の大きな特徴となっています。
- 都市化が進む中、水質の悪化や、人工的な護岸改修などにより、市民が親しみやすい水辺が少なくなっています。
- 高度地区等の法規制により、低層建築物を中心とした落ち着いた景観形成がなされている一方で、沿道建築物の不統一や、美観を損ねる屋外広告物の問題などが生じています。

【都市公園の整備状況】

- 平成10年4月1日現在、奈良市内の都市公園は376ヶ所であり、総面積は2,023,831㎡となっています。また、奈良公園を除く一人あたりの都市公園面積は5.55㎡で、全国平均の7.30㎡（平成8年度末都市公園等整備現況調査：建設省）より小さくなっていますが、奈良公園を含む一人あたりの都市公園面積は19.34㎡と全国平均の2.5倍以上の面積となっています。

万葉集から

佐保川の清き川原に鳴く千鳥

かはづと二つ忘れかねつも

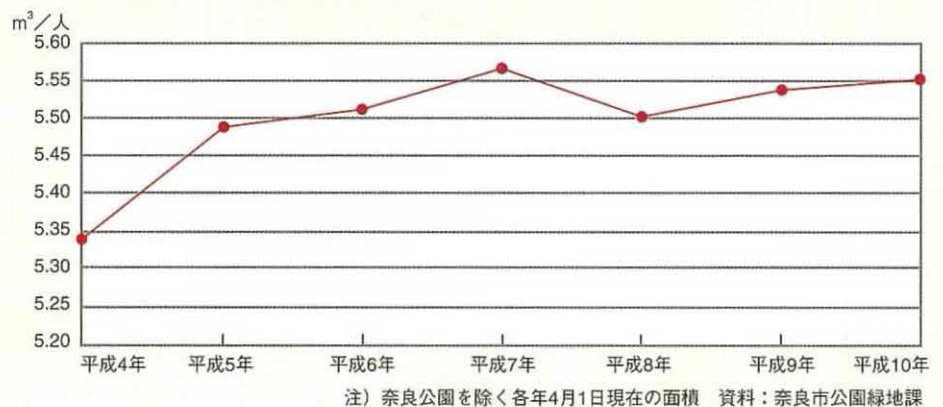
能登川の水底さへに照るまでに

御笠の山は咲きにけるかも

風致地区



市民1人当たりの都市公園面積



課 題

- 身近な公園や広場の整備及び適正な公園配置整備等を図る必要があります。
- うるおいある河川整備や都市内の親水空間づくりが必要です。
- 古都としての特徴ある景観や自然環境を保全し、落ち着きのある奈良らしい都市景観や風景を築き上げていく必要があります。
- 住む人、訪れる人すべてにとって、安全で快適に過ごせるまちづくりが必要です。

2.5 生活環境の 現状と 特性・課題

本市には、これまで特に大きな公害は見受けられませんでした。近年、日々の生活や観光、事業活動などが環境への影響（負荷）を及ぼしており、大気汚染や水質汚濁、沿道・近隣の騒音といった問題が懸念されます。

そこで、日々の生活や観光、事業活動を見直し、環境への負荷を減らすことが大切です。また、本市の河川は、元々水量に乏しく生活排水の影響を受けやすいため、その対応が必要になっています。

【大気環境】

- 自動車交通の排気ガスによる大気汚染の影響が懸念されます。大気汚染状況はここ数年横ばいの状況ですが、浮遊粒子状物質（SPM）および光化学オキシダントについては、環境基準が達成されていません。特に光化学オキシダントについては、関西都市圏の「広域的」汚染に影響されています。

★環境基準値

- 浮遊粒子状物質（SPM）：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
- 光化学オキシダント：1時間値が 0.06ppm 以下であること

【水環境】

- 市内河川の水質汚濁状況は、横ばいから減少の傾向にあります。佐保川、秋篠川、富雄川等中心市街地から西部の住宅地を流れる河川は、生活排水による汚濁の影響が大きく、環境基準を達成できない地点があります。東部地域を流れる布目川、白砂川は、環境基準を達成しています。
- 本市においては元来降雨量も少なく、河川流量も少ないため、古くから多くのため池が作られてきましたが、近年、生活排水等の影響で、水質が悪化するため池が多くなっています。市内の主なため池10ヶ所の平成9年度のBODは $2.2\text{mg}/\text{l}$ ～ $25\text{mg}/\text{l}$ と大きく開きがあり、周辺の生活排水等の影響がうかがえます。

【音環境】

- 本市には、環境庁が平成8年に実施した「残したい日本の音風景100選」にも選ばれた「春日野の鹿と諸寺の鐘」という良好な音環境が存在しています。
- 一方、県道奈良生駒線や国道24号などの幹線道路沿いの一部地点で騒音が高いレベルになっています。
- 近年の都市的活動の活発化や生活の多様化に伴い、地域内での近隣騒音の問題が生じており、これらを含めた騒音に関する苦情受理件数は毎年多いものとなっています。

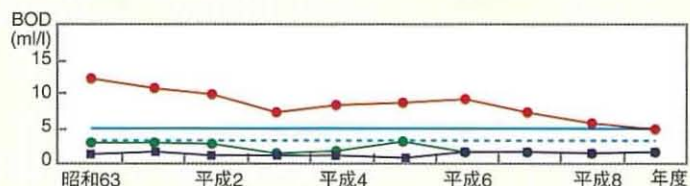
各測定局の年平均値

測 定 局	年 平 均 値				
	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	光化学オキシダント (Ox)	浮遊粒子状物質 (SPM)
西 部	0.004ppm	0.017ppm	0.5ppm	0.026ppm	0.032mg/m ³
朱 雀	0.004ppm	0.017ppm	—	—	0.031mg/m ³
鴻ノ池	0.004ppm	0.015ppm	—	—	0.029mg/m ³
西大寺北	0.005ppm	0.017ppm	—	—	0.033mg/m ³
4局平均	0.005ppm	0.017ppm	0.5ppm	0.026ppm	0.031mg/m ³

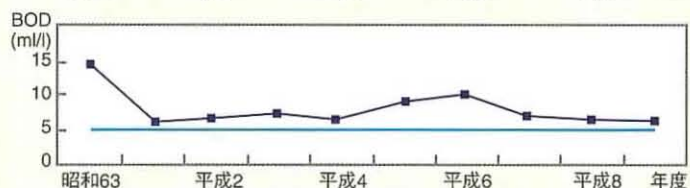
出典：奈良市の環境（平成10年版）

河川における水質汚濁の状況

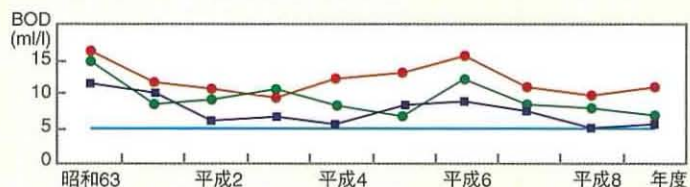
佐保川



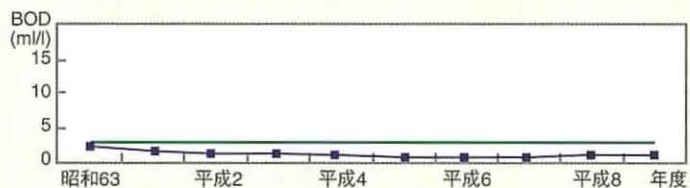
菩提川



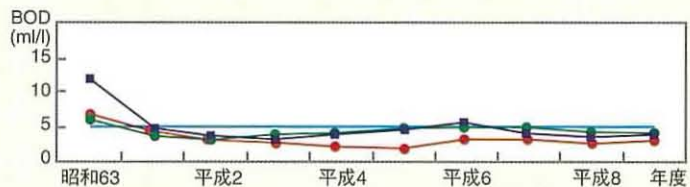
秋篠川



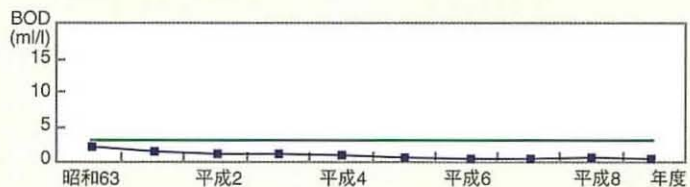
布目川



富雄川



白砂川



■ 上 流
 ● 中 流
 ● 下 流
 — A 類型
 - - - B 類型
 — C 類型

出典：奈良市の環境（平成10年版）

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全 およびA以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴 およびB以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級 およびC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級 およびD以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	-
D	工業用水2級、農業用水 およびEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/l 以上	-

備考：基準値は日間平均とする。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産2級および3級の水産生物用。

水産2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物および水産3級の水産生物用。

水産3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用。

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの。

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む）において、不快感を感じない限度。

出典：奈良市の環境（平成10年版）

環境基準水域類型指定状況

水 域		範 囲	類型	達成期間	暫定目標	環 境 基 準 点	告 示
大 和 川	佐保川(1)	三条高橋より上流	B	口		三 条 高 橋	S54.2.23 県告示
	佐保川(2)	三条高橋から大和川 合流点まで	C	口		額 田 部 高 橋	
	秋 篠 川	全域	C	ハ		佐保川合流前	
	菩 提 川	全域	C	ハ		佐保川合流前	
	富雄川(2)	芝から大和川合流点 まで	C	ハ	D	大 鳥 橋	S58.2.22 県告示
淀 川	布 目 川	全域	A	イ		鷺 千 代 橋	H5.4.2
	白 砂 川	全域	A	イ		白 砂 川 流 末	県告示

備考：1. 類型は、環境庁告示の別表2の河川の表の類型を示す。

2. 達成期間の分類は、次のとおりとする。

〔イ〕は、直ちに達成

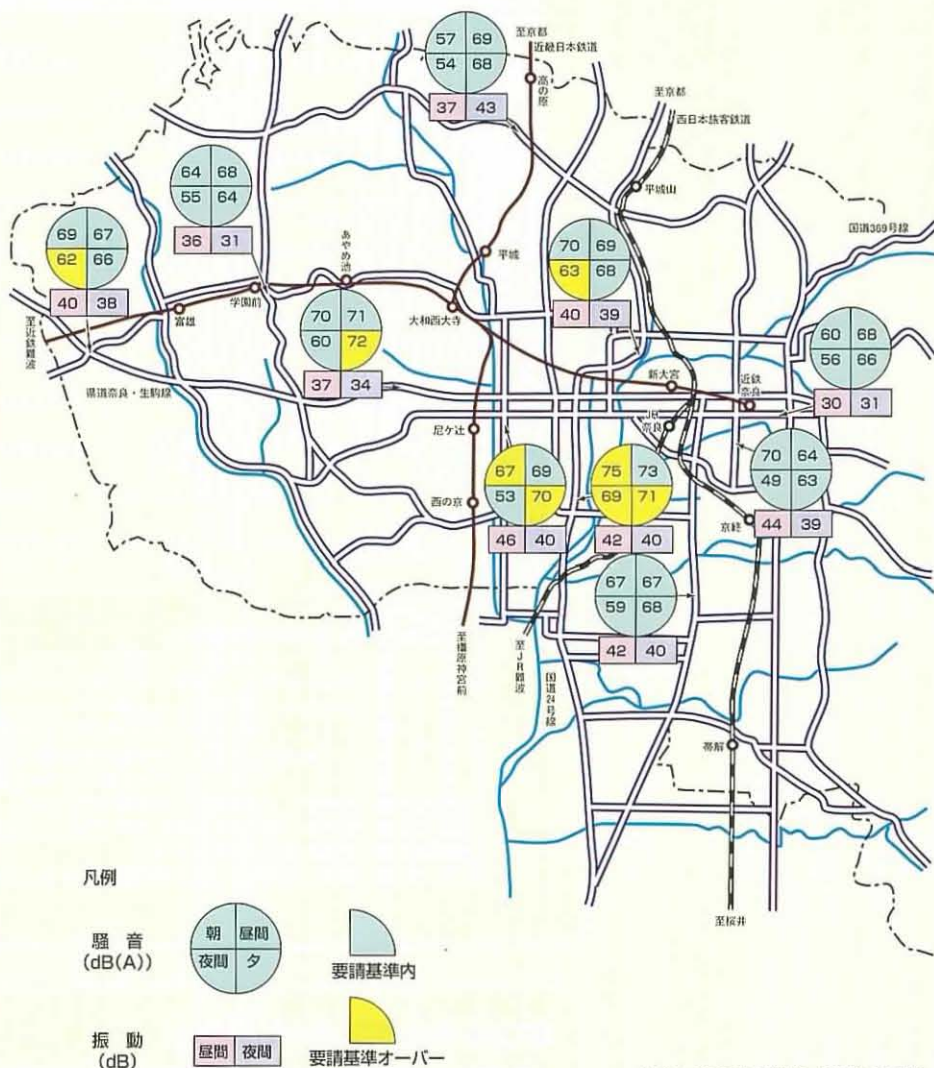
〔口〕は、5年以内で可及的速やかに達成

〔ハ〕は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

3. 暫定目標の達成期間は、5年以内で可及的速やかに達成

出典：奈良市の環境（平成10年版）

自動車交通環境実態調査結果



課題

- マイカー通勤やマイカー観光の抑制、アイドリング・ストップや低公害車の導入などの自動車交通対策の推進による大気汚染、騒音問題の解消を図る必要があります。
- 下水道事業のさらなる推進、生活排水への配慮を促すなどの水質改善施策の推進を図る必要があります。
- 快適な音風景の保全・再生・創造を図る必要があります。

2.6

資源の循環的な
利用の現状と
特性・課題

本市はごみの資源化（リサイクル）を進めていますが、ごみの量そのものは減少していません。消費量の低減や再使用、再利用を図るなど適正なリサイクル社会の推進が必要です。

本市の水環境は、恵まれているとはいえ、健全な水循環の確保のため、適切な維持管理や水利用を心がけていく必要があります。

【ごみの資源化状況】

- 本市のごみ排出状況は、ここ数年、全体として微増傾向にありますが、大型ごみや有害ごみは減少の傾向にあります。
- ごみの資源化状況を見ると、平成3年（1991年）環境清美事業部（現環境清美部）に、資源対策課を設置して、リサイクルに向けた対策を始めています。また、平成8年10月に厚生大臣から「クリーンリサイクルタウン」の選定を受けています。

奈良市年度別ごみ搬入量の推移

(単位：t)

	家庭用可燃	家庭用不燃	事業用可燃	事業用不燃	大型ごみ	有害ごみ	合 計
平成3年	58,879.92	16,916.93	36,062.24	6,075.53	10,557.31	192.99	128,684.92
平成4年	58,689.42	16,212.20	38,405.29	5,691.12	9,487.75	173.03	128,658.81
平成5年	59,979.44	16,062.64	37,474.72	4,901.61	10,611.63	204.42	129,234.46
平成6年	60,157.98	16,365.63	41,139.98	4,853.02	11,237.87	194.44	133,948.92
平成7年	60,988.88	16,472.96	45,886.98	5,798.30	7,439.22	87.67	136,674.01
平成8年	62,943.63	17,146.40	47,437.93	5,559.93	3,598.44	5.52	136,691.85
平成9年	64,211.97	17,038.44	46,770.32	6,653.26	3,821.42	3.17	138,498.58
合計	425,851.24	116,215.20	293,177.46	39,532.77	56,753.64	861.24	932,391.55

出典：事業概要（奈良市環境清美部）

資源回収実績

(単位：kg)

年度	リサイクルモデル地区 空き缶・空きびん	集団資源回収 古紙・古布	小・中学校 空き缶	公民館等 空き缶	資源回収場 古紙・古布	回収拠点 食品トレー	総回収量
H3	—	8,017,000	16,400	—	220,850	—	8,254,250
H4	86,229	9,041,000	37,433	2,232	192,755	—	9,359,649
H5	291,772	10,717,000	30,517	4,502	186,210	—	11,230,001
H6	371,369	13,125,000	30,637	11,915	239,973	—	13,778,894
H7	431,304	14,918,000	24,356	10,098	277,525	4,400	15,665,683
H8	486,005	16,465,000	29,183	20,879	502,310	4,030	17,507,407

出典：事業概要（奈良市環境清美部）

【水道の使用状況】

- 本市の1人当たりの水道使用量は横ばいから減少傾向であり、市民の節水意識も高く、水資源を浪費している状況にはありません。
- 本市は近畿地方の内陸部にあたり、この地域の水資源賦存量は全国平均の約3分の2と少なく、また、生活用水の需要の大部分を河川水に頼っているのが現状です。
- 平成9年度（1997年度）の水道普及率は97.8%となっています。また、用途別有収水量を1ヶ月1戸当たりでみると、家庭用、公共用などが減少しています。



水道普及状況

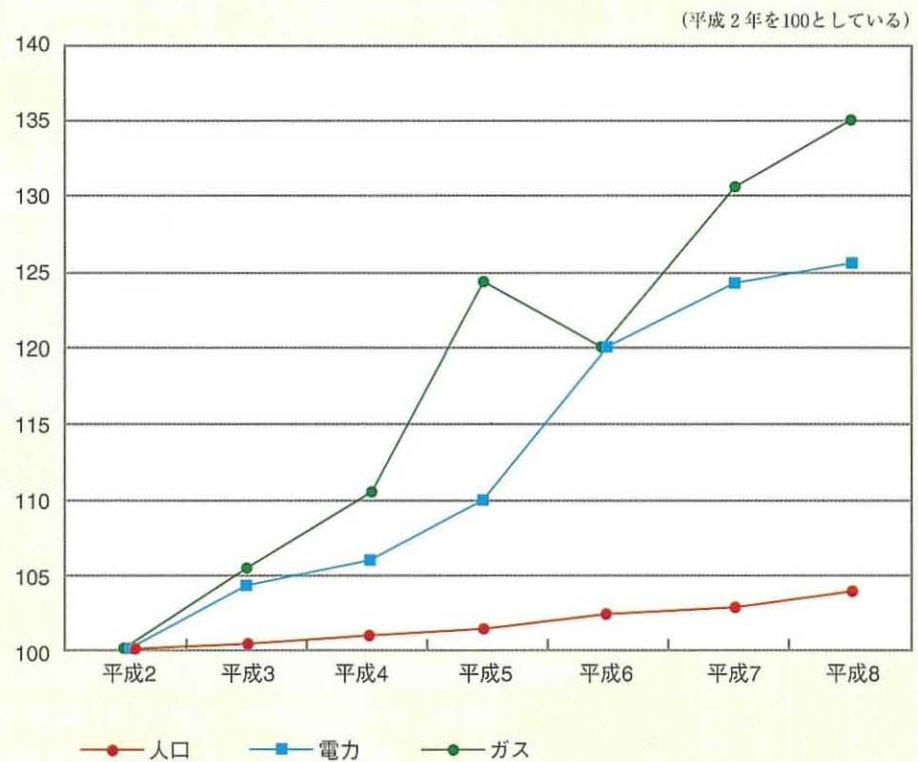
項目 \ 年度	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年
行政区域内人口（人）	357,604	358,985	362,136	363,560	364,357
給水区域内人口（人）（A）	357,604	358,985	362,136	363,560	364,357
給水人口（人）（B）	348,694	350,182	353,358	354,845	356,464
普及率（%）（（B）／（A）×100）	97.5	97.5	97.6	97.6	97.8
1日最大給水量（m ³ ）	171,660	169,680	172,810	171,020	173,490
1日平均給水量（m ³ ）	140,483	142,265	139,424	139,940	140,643
1日1人最大給水量（ℓ）	492	485	489	482	487
1日1人平均給水量（ℓ）	403	406	395	394	395
公称施設能力（m ³ /日）	223,200	223,200	223,200	223,200	223,200

資料：奈良市

【電気・ガスの使用状況】

- 平成8年度（1996年度）の電気の消費量は約15億3,200万kwh、ガスの消費量は約6,530万 m^3 となっています。平成2年（1990年）の人口、電力消費量、ガスの消費量をそれぞれ100として推移を見ると、電気、ガスがそれぞれ1.26倍、1.35倍と人口の1.04倍に対して大きな伸びを示しています。

電気・ガスの使用量及び人口の推移



資料：奈良市

課 題

- 「ごみの量を減らす＝資源の消費を抑える」といった省資源のための施策のさらなる推進を図る必要があります。
- 3R（リデュース・リユーズ・リサイクル）を考慮した、より適切なりサイクルシステムの確立やエネルギーの適正利用を図る必要があります。
- 水資源のさらなる有効利用を図るため、市民の有効利用意識の高揚と有効利用対策を図る必要があります。

2.7

市民及び事業所
活動の現状と
特性・課題市 民
アンケート

市民及び事業所意識調査の回収率からは、環境に関する意識は多少低い傾向にあります。しかし、回答者の70%を超える市民は、美化運動や学習会への参加に前向きであることなど、市民活動が活発な面もあります。

市民みんなが環境への意識を高め、積極的な参加を促していくことが重要です。

●環境問題への対応について行政に望むこと〔環境教育や学習の充実を望む声が多い〕

「環境教育の充実」や「環境政策の明確な方向付け」がそれぞれ50%を超えた一方で、「市民団体への資金面での支援（15.2%）」などの声は少ないという結果となりました。

環境問題への対応について行政に望むこと（注：複数回答）

	件数	割合
学校や社会での環境教育・学習を充実させる	608	56.4%
開発事業に先立ち、環境保全に対する住民や専門家の意見聴取の場を十分に設けた上で環境への配慮を行う	484	44.9%
環境保全について情報提供を充実させる	424	39.3%
環境に関する市民団体等の活動を資金面で支援する	164	15.2%
美化運動等の実践活動の指導者・リーダー等の養成	173	16.0%
市の環境政策の明確な方向付け	573	53.2%
条例等の整備	245	22.7%
その他	12	1.1%

●環境美化運動や学習会への参加について〔条件付きで意欲的〕

「参加しないが開催には賛成」と「開催に反対」など参加に消極的な人を除いて、参加に少しでも意欲的と見受けられる方は全体の70%を超える結果となりました。

しかし、「内容によっては」、「時間的、生活的に余裕があれば」との意見が多く、様子見の傾向がうかがえます。

環境美化運動や学習会への参加について（注：複数回答）

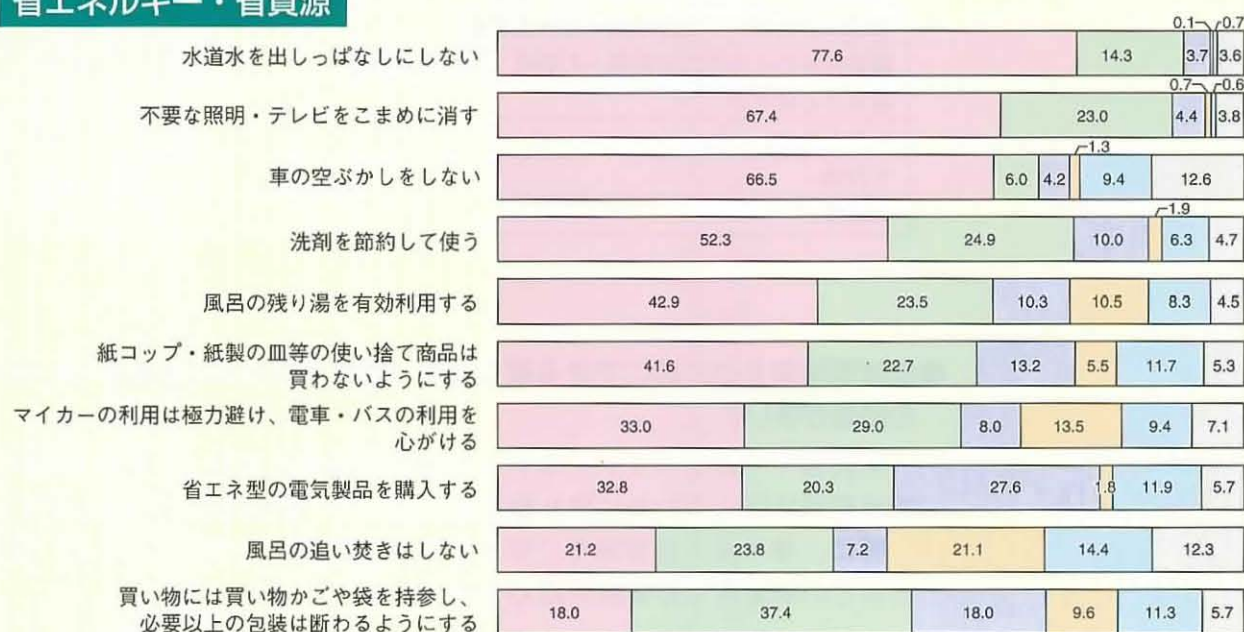
	件数	割合
積極的に参加したい	90	8.3%
内容によっては参加したい	414	38.4%
時間的、生活的に余裕があれば参加したい	392	36.4%
そんなに参加したいとは思わないが催されることについては賛成である	251	23.3%
自分の住んでいる地域で催してほしくない	10	0.9%
わからない	29	2.7%
未回答	70	6.5%

《市民が日常生活で行っている環境への配慮行動》

リサイクル等



省エネルギー・省資源



環境保全のための積極的な行動



事業所 アンケート

●環境保全対策について行政に望むこと〔行政の明確な方向性の確立を望む声が多い〕

「環境基本計画の策定による行政の明確な方向性の確立（58.2%）」を望む声が多く、それに続き、「技術の提供」、「技術開発への助成・税の優遇措置」が続いています。

環境保全対策について行政に望むこと（注：3つまで回答）

	件数	割合
環境基本計画の策定による行政の明確な方向性の確立	107	58.2%
環境に関連する技術的、法的な情報の事業者への提供	78	42.4%
環境をテーマとした講習会などの開催	44	23.9%
環境保全活動への資金助成や場所の提供	70	38.0%
環境保全のための技術開発への助成・税の優遇措置	77	41.8%
望むことはない	6	3.3%
わからない	14	7.6%
その他	3	1.6%
未回答	10	5.4%

●地球環境保全のためにできる取り組み〔省エネやリサイクルについての回答が多い〕

未回答や「わからない」といった回答はほとんどなく、何らかの形で地球環境保全のために取り組めると考えている傾向がうかがえます。

特に、省エネ・省資源やリサイクルに関係するものについては、ほとんどの事業所で必要性が認められています。

地球環境保全のためにできる取り組み（注：複数回答）

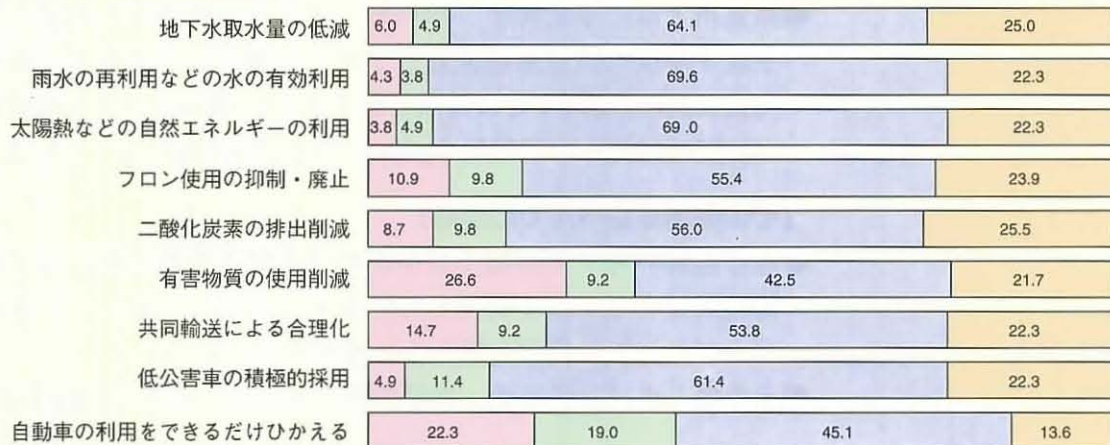
	件数	割合
省資源、省エネルギーなどエネルギーを大切にする	153	83.2%
再生紙の利用などの環境にやさしい用品類の使用とリサイクルを進める	130	70.7%
電気自動車などの低公害車を導入する	52	28.3%
開発事業などの実施にあたっては、自然環境の保全を優先する	53	28.8%
フロン使用削減や代替フロンなどの措置によってオゾン層を確保する	46	25.0%
熱帯材の有効使用、代替、使用削減等を図るなど熱帯林の保全を進める	32	17.4%
海外進出などにあたっては、環境への配慮を事前に行う	11	6.0%
シンポジウム等への協賛	8	4.3%
環境保全のための技術協力	15	8.2%
NGO、NPOへの技術的・経済的援助	8	4.3%
わからない	6	3.3%
その他	1	0.5%
未回答	8	4.3%

《企業が日常生活で行っている環境への配慮行動》

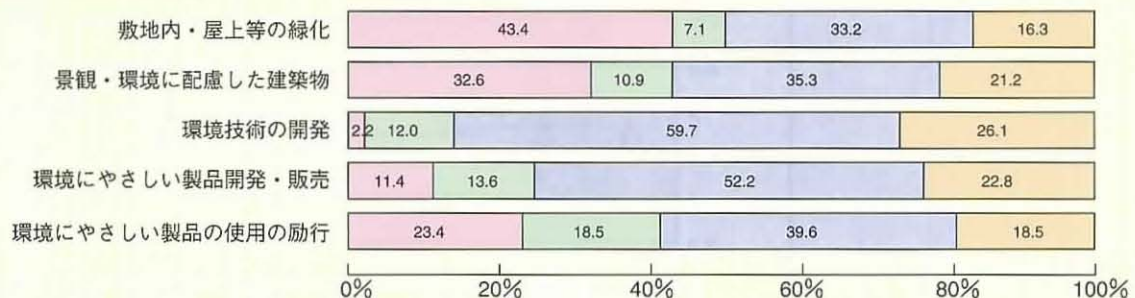
省エネ・省資源・リサイクル



排出の削減にかかわるもの



環境保全に係る行動等



課 題

- 市民の参加意識の高揚と受け皿づくりが必要です。
- 環境教育、環境学習の充実、環境情報の収集・提供が必要です。
- 市民、事業者、観光客等の環境保全活動への支援が必要です。

2.8 地球環境問題 に対する 現況と課題

地球環境問題は多岐にわたり、また人類存続の基盤にかかわる大変重要な問題です。その解決には、一人ひとり、そして地域からの行動及び協力が最も重要です。

【地球温暖化の問題】

- 二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスによって地球の温暖化が進んでおり、干ばつや洪水などの異常気象や海面の上昇の問題などが生じてきています。世界レベルでの二酸化炭素の削減が問題となっています。

【酸性雨の問題】

- 森林や湖沼への影響など、自然や動植物への影響が懸念されています。奈良市で測定された酸性雨は国内の平均的な水準ですが、他地域の大気汚染の状況にも影響されることから、本市のみならず広域的な対応が必要となっています。
- 奈良市では、平成元年（1989年）4月から酸性雨の測定を行っています。平成9年度奈良市環境検査センターで測定した結果は、降雨水の年間平均値はpH4.7で例年とほぼ同じ値であり、環境庁の第3次酸性雨対策調査（1993～1997）中間報告のpH4.8～4.9と同程度となっています。

【その他地球レベルでの問題】

- 熱帯雨林の減少の問題：日本が熱帯木材の有数の輸入国であり、建設や建築資材として多く使用しています。奈良市においても無縁ではなく、パルプとしての使用も控える必要があります。
- その他：オゾン層破壊、海洋汚染など多岐にわたる問題があります。

奈良市の酸性雨の経年変化



出典：奈良市の環境（平成10年版）

課 題

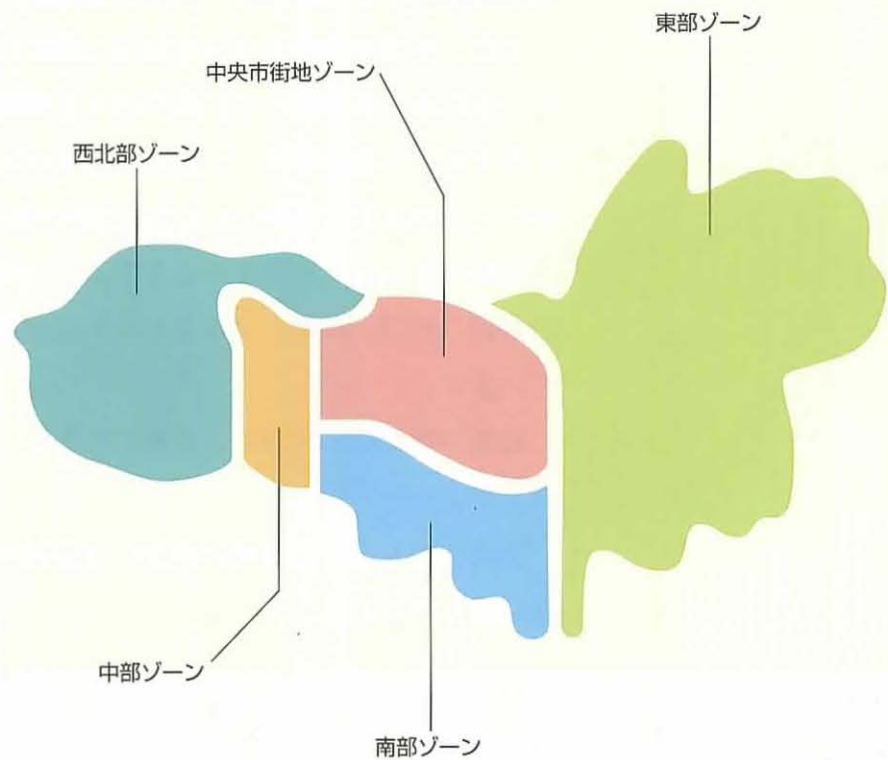
- 地球温暖化の防止、オゾン層保護等に向けた行動及び協力が必要です。
- 自然エネルギー等の積極的利用が必要です。

2.9

地域別の環境
の特性・課題

「奈良市新総合計画 第2期基本計画」の地域構成に準拠して、下図に示すように市域を5地域に区分し、各地域毎に、先に示した歴史環境、自然環境、都市環境、生活環境、資源の循環的な利用等に関する特性・課題を踏まえ、特に重視すべき環境の特性と課題を整理します。

地域区分図



(1) 東部ゾーン

【特 性】

春日山から東の大和高原へ連なるこのゾーンは、全域が市街化調整区域であり、市域の中でも緑豊かな自然が最も大きく広がる地域で、その中に田園環境や多くの歴史的・文化資源が点在しているのが特徴です。

また、本市の中心となる市街地に隣接しながらも風致地区等で保全されているため、歴史的・文化的資源とも調和し、良好な自然環境が保たれていますが、一部地域は、土石採取場やゴルフ場となっています。さらに地域の人口の減少や高齢化など地域活動の低下の問題もみられます。

地域の北部は、柳生を中心とする歴史的な環境、棚田（里山）との集落の景観、河川、溪流、ダムなどの水辺空間に恵まれ、特徴ある環境を有しています。

地域の南部は大和茶の主産地でもあり、優れた茶畑や集落の景観が見られます。

また、広大な森林地域が貴重な水資源の涵養機能を有しており、淀川水系に属しています。

課 題

- 豊かな自然環境を守り育てていくために、農林業の振興に向けた基盤の整備や就労の場の確保など、自然環境と調和した健全な土地利用を図る必要があります。
- 本地域の大部分を占める自然は、大和青垣を形成する貴重な自然環境であり、また、水資源涵養地としても重要であることから、その保全を図る必要があります。
- 田畑、茶畑、集落などの田園環境は、周囲の自然環境との中に溶け込み、良好な田園景観を形成していることから田園環境の保全整備を図る必要があります。
- 全域が市街化調整区域として保全され、歴史的・文化的資源とも調和した奈良独自の景観を創出しているため、その保全継承を図る必要があります。
- 本市はもちろん周辺自治体にとっても重要な水道水源地であることから、その保全を図る必要があります。

(2) 中央市街地ゾーン

【特 性】

古くから本市の中心となってきたところであり、春日山を含む奈良公園一帯から近鉄新大宮駅周辺の市街地におよぶ地域となります。

本地域は、平城京の外京及び左京にあたる区域であり、東大寺、興福寺などの世界的な歴史的文化遺産が数多く分布しています。

本地域の市街地北側には佐保山丘陵、東側には春日山原始林、御蓋山、奈良公園の自然が広がっています。

特に奈良公園は鹿がいることや都市公園と雄大な自然公園を併せた特質を持っています。

その一方で、本地域は本市の核をなす地域であり、多様な都市機能の集積とともに、世界的な観光地であることから、交通渋滞の問題も生じています。

このように本地域は、県都の中心市街地でありながら世界遺産に代表される歴史的文化遺産とそれらと一体となった自然環境にも恵まれているという特徴があります。

課 題

- 世界遺産をはじめとする歴史的文化遺産の保全を、市民、事業者及び観光客等の協力や啓発も含め、推進する必要があります。
- 奈良町をはじめとする歴史的なまちなみや伝統文化が、市民の生活に根ざして受け継がれてきていることから、その歴史的な環境を保全、継承する必要があります。
- 県都としての多様な都市機能の集積や、世界的な観光地であることから交通渋滞等の問題があります。そのため、道路、公共交通網、歩行者対策などの総合的な交通体系整備を図る必要があります。
- 「残したい日本の音風景100選」にも選ばれた東大寺、興福寺の鐘の音等良好な音風景の保全・活用を図る必要があります。
- 市街地及び市街地周辺の集落地域などにおける居住者の視点に立って、身近な公園や水辺の環境整備など暮らしやすい快適な都市環境の改善を図る必要があります。

(3) 南部ゾーン

【特 性】

中央市街地ゾーンの南に位置し、大和郡山市・天理市と境界を接する地域です。奈良盆地の東側の山ろくに沿って通る日本最古の幹線道路である「山辺のみち」が南北に走り、古社寺や弥生時代に村落ができたといわれる窪之庄集落がある等古代からの歴史をもつ地域です。

「山辺のみち」から東部は山地部が広がり、古社寺を中心として集落が分布し自然と歴史につつまれた特徴ある環境を形成しています。西部は、帯解市街地や農村集落が中心となった田園地帯を形成しています。

山地部から平地部にかけて土地利用やその景観が変化し、山地、農地、住宅地のほか、市内唯一の工業市街地が形成されており、平地部では用途の混在もみられます。

課 題

- 平地部に広がっている帯解市街地や農村集落など、良好な住環境の整備を図る必要があります。
- 「山辺のみち」を中心とした東部の山ろく地域は、緩やかな地形の中に農業集落・農地が展開し、古の趣きを感じさせる自然風土の景観を創出していることから、その田園環境と自然景観の保全・育成を図る 必要があります。
- 工業地域においては、引き続き公害の未然防止に努めるとともに、計画的な土地利用の推進を図る等、用途の混在や周辺的环境整備に配慮する必要があります。
- 地蔵院川や広大池等、本地域の潤いある水辺空間を保全・活用する必要があります。

(4) 中部ゾーン

【特 性】

平城宮跡を中心として南北に広がるゾーンであり、平城宮跡周辺は、関西文化学術研究都市整備構想において「文化学術研究地区」に位置付けられています。

平城宮跡の後背地である奈良山丘陵の緑は、平城宮跡の貴重な借景となっており、そのふもとには世界的な歴史的文化遺産が数多く点在しています。

朱雀大路跡地周辺一帯は、田園地帯として奈良西北部の新市街地と東部の中央市街地の間の貴重なオープンスペースとなっています。

また、本地域の南西部、西ノ京地区は、世界的な歴史的文化遺産である唐招提寺、薬師寺が立地し、その周辺には旧集落が形成されています。

本地域を東西に横切り現在奈良のメインストリートとなっている大宮通りと国道24号との交点は、広域から訪れる人々にとって本市の玄関口となっています。

課 題

- 平城宮跡、朱雀大路跡等の復元整備により、歴史的環境の保全を図る必要があります。
- 奈良山丘陵や西ノ京地区などの歴史的な環境と自然が一体となって形成されている良好な環境と景観の保全・育成を図る必要があります。
- 秋篠川等の河川の水質改善と水辺環境の保全整備を図る必要があります。



(5) 西北部ゾーン

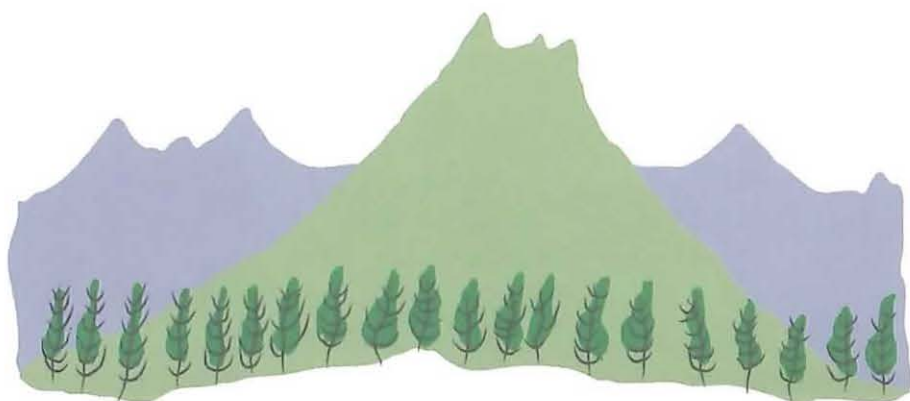
【特 性】

平城ニュータウンを中心とした北部と西大寺から以西の西部地域を一つのゾーンとした地域です。本地域は、大阪近郊の住宅地として、昭和30年代の西部地域の住宅開発以降急速に都市化した地域です。

地域の大部分は計画的な大規模開発によって、良好な住宅地を形成しています。

課 題

- 矢田丘陵をはじめとする緑豊かな自然環境と良好な住宅地景観の保全・育成を図る必要があります。
- 郊外住宅地として計画的な開発が行なわれ、良好な居住環境が保全されているところも多く、引き続きその保全を図る必要があります。
- 公共交通網の整備充実等により、交通集中を抑制し、歩行者にとって安全で快適な歩行者空間の整備を図る必要があります。
- 緑空間や水辺のアメニティ確保など、身近な快適空間の創造・再生を図る必要があります。



第3章

奈良市の望ましい環境像

理 念

歴史と自然を大切にする環境にやさしいまちづくり

望ましい 環境像

世界的文化遺産と歴史

および豊かな自然が調和した都市・奈良

基本目標

<歴史環境>

1. 歴史と文化を守り育むまち

<自然環境>

2. 自然や生き物を大切にするまち

<快適環境>

3. 安全で快適な都市環境をつくるまち

<生活環境>

4. 健康に暮らせる生活環境を守るまち

<循環型社会>

5. 資源の循環的利用を図るまち

<参 加>

6. すべての主体※の参加と連携を図るまち

<地球環境・国際的取り組み>

7. 地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶまち

※主体とは、市民、事業者、観光客等、市（行政）を指します。

3.1

理 念

私たち奈良市民は、古都としての歴史と文化の豊かさと、自然が持つ奈良独自のうるおいと安らぎに恵まれて生活してきました。

21世紀を見通した奈良市の将来を展望するとき、市民のみならず、奈良を訪れるすべての人が、この豊かな歴史と自然がもたらす恵みに、より深く接することができる社会を築くことが大切です。

また、この豊かな恵みを守り、育て、より豊かなものとして将来の世代に継承していくこととします。

そこで、奈良市は、

**歴史と自然を大切にする
環境にやさしいまちづくり**

を
環境基本計画の理念
とします。



3.2

望ましい環境像

歴史的文化遺産を保存・活用すると同時に、良好な自然環境を維持するため、市民・事業者・観光客等・行政がともに環境保全に参加し、世界の都市や人々と手を結びながら、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくり、市民の生活にうるおいとやすらぎが満ち、市民の安全かつ健康で文化的な生活が確保されるまちとなることを目指します。

以上のことから、

**世界的文化遺産と歴史および
豊かな自然が調和した都市・奈良**

を
望ましい環境像
と設定します。



3.3 基本目標

望ましい環境像をより具体化した目標として、次の7つの基本目標を掲げその連携と調和を目指していきます。

また、基本目標は、次章の施策体系における各施策をまとめる基本的な方向性を示すものです。

歴史環境の保全目標

1. 歴史と文化を守り育むまち

自然環境の保全目標

2. 自然や生き物を大切にするまち

快適環境の保全・創造の目標

3. 安全で快適な都市環境をつくるまち

生活環境の保全の目標

4. 健康に暮らせる生活環境を守るまち

循環型社会の保全・創造の目標

5. 資源の循環的利用を図るまち

参加への推進の目標

6. すべての主体の参加と連携を図るまち

地球環境の保全の目標

7. 地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶまち



1. 歴史と文化を守り育むまち

本市は、古都奈良として多様な文化を培い、数多くの歴史的文化遺産を有し、それらが豊かな自然と一体となって奈良らしさを醸し出しています。

私たちは、この貴重な奈良らしさをより高めていくために、歴史文化にふれあえる環境を保全しながら、遺産を守る技術や歴史的文化遺産につつまれたうるおいある暮らしや楽しさを、世界に向けて発信していけるまちを目指します。



2. 自然や生き物を大切にするまち

自然は、大切な水を涵養・浄化し、大気をも浄化するなど重要な機能を持っています。また、多様な野生生物の生息、生育の場であり、私たちにゆとりや安らぎを与えてくれるかけがえのないものです。

私たちは、この自然や野生生物を大切にするとともに、歴史的文化遺産を包み込むのにふさわしい良好な自然を維持・創造し、自然と人間との調和がとれたまちを目指します。



3. 安全で快適な都市環境をつくるまち

本市の歴史的・自然的特性に配慮した都市景観の形成や、身近な緑や親水空間づくりを心がけ、こどもからお年寄り、住む人から訪れる人、すべての人々が安心して、うるおいある快適な生活を営むことができるまちを目指します。



4. 健康に暮らせる生活環境を守るまち

大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭及び有害化学物質等により、現在及び将来の市民の健康や生活環境に被害が生じることを防止し、健康で文化的な生活を維持していくことができるまちを目指します。



5. 資源の循環的利用を図るまち

大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済活動や生活様式が、環境に対して大きな影響（負荷）を及ぼしています。

このような社会経済活動や生活様式を見直し、“廃棄物の発生の抑制、再利用、再生可能な資源の回収・利用”が促進された適正なりサイクル社会をつくるとともに、限りある資源・エネルギーの効率的利用及び太陽光をはじめとする自然エネルギー等の積極的利用を図り、環境に負荷の少ない循環型のまちを目指します。



6. すべての主体の参加と連携を図るまち

環境問題の解決は、すべての主体がそれぞれの立場と役割で、自主的かつ積極的に環境保全の行動を行うことが必要です。また、一人ひとりの力では小さなものでも、お互いに連携していくことで大きな力となります。

私たち市民、事業者、観光客等そして市、すべての主体が、自主的かつ積極的に環境保全活動に参加し、家庭から地域へとその輪を広げ、大きく盛り上がっていくまちを目指します。



7. 地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶまち

私たちは、地球環境の大きな恵みに支えられて、健康で文化的な生活を営むことができます。今この人類存続の基盤である地球環境が損なわれつつあることが、世界共通の認識となっています。

私たちは、地球環境の大切さを知り、世界の都市や人々と連携して、健全な地球環境を守っていくまちを目指します。



3.4 各主体の 基本的役割

市民・事業者・観光客等・市は、様々な社会経済活動の中で、それぞれが環境の保全と創造に関して担うべき役割及び環境の保全と創造に関する行動の意義を理解して、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で自主的積極的に行動していく必要があります。

■市民の役割■

- 環境の保全をはかるために、日常生活にともなう環境への負荷の低減に努めます。
- 環境の保全と創造に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力します。

■事業者の役割■

- 事業活動を行うにあたっては、製造・販売・消費・廃棄に至るあらゆる段階において、環境への負荷を低減するため、積極的に取り組みます。
- 環境の保全と創造に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力します。

■観光客等の役割■

- 環境の保全をはかるために、観光等にともなう環境への負荷の低減に努めます。
- 環境の保全と創造に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力します。

■市の役割■

- 環境の保全と創造に関する国の施策に準じた施策、ならびに本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 市の施策を策定し、実施するにあたっては、環境への負荷を低減する他、環境の保全と創造に努めます。
- 市（行政）としての立場から、広い視野のもとに市民・事業者・観光客等の取り組みを先導し、支援する施策を推進し、市自らが事業者であり、消費者であるという立場からの取り組みもあわせて進めます。

第4章

環境を保全・創造するための施策

4.1

環境施策の 総 合 体 系

21世紀半ばを見据えた、奈良市の望ましい環境像「世界的文化遺産と歴史および豊かな自然が調和した都市・奈良」の実現に向けて、環境を保全・創造するための施策を歴史環境・自然環境・快適環境・生活環境・資源の

【基 本 目 標】

【基 本 方 向】

世界的文化遺産と歴史および豊かな自然が調和した都市・奈良

1. 歴史と文化を守り育むまち

①奈良らしい歴史・文化を大切にしよう

②歴史資源をまちづくりに活かそう

2. 自然や生き物を大切にするまち

①豊かな自然を保全・創造しよう

②生物の多様な生息・生育環境を保全・創造しよう

3. 安全で快適な都市環境をつくるまち

①安全で心豊かなまちをつくろう

②美しいまちをつくろう

③水と緑のうまいあるまちをつくろう

4. 健康に暮らせる生活環境を守るまち

①さわやかな大気と静けさを守ろう

②清らかな水を確保し大切にしよう

③化学物質による環境汚染を防ごう

5. 資源の循環的利用を図るまち

①資源を大切にし、ごみを減らそう

②水の有効利用を進めよう

③エネルギーの適正利用を進めよう

6. すべての主体の参加と連携を図るまち

①環境教育と環境学習を進めよう

②自分たちの役割の下、進んで行動しよう

7. 地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶまち

①地球環境を考えて環境保全活動を進めよう

②世界の人々とともに取り組もう

循環的な利用・参加・地球環境の7つの基本目標にそって総合的に体系化して整理します。17の「基本方向」と、それらを実現するための具体的な「基本施策」を整理します。

【基本施策】

●歴史的文化遺産の保護 ●歴史景観の保全 ●伝統文化・技術の保全と発信 ●環境にやさしい観光の推進

●歴史資源を活かし、ふれあい楽しむまちづくり

●森林、農地、水辺における自然環境の保全と創造 ●すぐれた自然景観の保全と創造 ●歴史環境保全との有機的連携の確保

●多様な動植物の保全

●安全にすごせるまちづくり ●快適に暮らせるまちづくり ●歩いて楽しいまちづくり

●都市景観の保全

●身近な緑や公園、川や池の水辺整備の推進

●大気環境の保全 ●音環境等の保全

●水環境の保全

●多様な化学物質による健康への影響の防止 ●土壌環境の保全

●廃棄物の発生抑制 ●適正なりサイクルの推進 ●廃棄物の適正な処理

●有効利用を進めるまちづくり

●エネルギーの有効利用 ●自然エネルギー等の利用

●環境教育と環境学習の充実 ●環境情報の収集・提供

●市民・事業者・観光客等の環境保全活動への支援

●地球環境保全行動の推進 ●地球にやさしい暮らしの推進

●奈良市から世界へ向けた率先行動の推進 ●世界の都市、世界の人々との協力・連携の推進

1. 奈良らしい歴史・文化を大切にしよう

古都奈良としての歴史の歩みの中で、世界遺産に代表される数多くの歴史遺産や文化が受け継がれてきました。これらと恵まれた自然が一体となって醸し出している貴重な奈良らしさを損なうことなく守り、次の世代へと継承していく必要があります。このため大和青垣国定公園、奈良公園、矢田自然公園などに代表される豊かな自然と歴史的文化遺産が融合した景観の保全、先人達が培ってきた伝統文化や貴重な文化財の保護、さらには国際文化観光都市として国の内外へ広く伝えていくべき環境にやさしい観光の推進を施策の基本とします。

基本施策

●歴史的文化遺産の保護

①世界遺産等の保護と啓発

- ・世界遺産の周辺において、バス乗務員待機所設置等を併せアイドリング・ストップの実行を図ります。
- ・啓発活動とPRを行います。

②文化財の指定と保護

- ・市指定文化財の指定、指定文化財保護のための補助を行います。

③歴史的風土の保存

- ・古都保存区域など、古都保存法により歴史的風土を保存します。

④関係機関との調整

- ・埋蔵文化財・遺跡の保全に伴い道路・河川・水道・ガス等の関係機関との調整を図ります。

●歴史的景観の保全

①伝統的な建築物等の保存、修景整備の推進

- ・奈良町都市景観形成基準及び修理・修景基準に基づき町並み保全整備を図ります。

②古都における良好な歴史的風土保全のための規制・誘導

- ・歴史的風土保存区域、風致地区、奈良市都市景観条例等の制度の活用により良好な歴史的風土の保全を図ります。
- ・歴史的価値のある建築物の指定、保存を推進します。
- ・古都の景観に配慮した公共建築物の建設・整備を行います。
- ・奈良らしい風景の発掘とPRを行い、保全意識の啓発を行います。

●伝統文化・技術の保全と発信

①伝統工芸工房館の設立

- ・伝統工芸の発信基地として（仮称）ならまち工芸工房館を設立し、伝統文化技術の保全と発信に寄与します。

②文化財総合機構などの設置

- ・平城宮跡地において文化財研究に関する世界的センターとして「国立文化財総合機構」などの誘致を図り、総合研究、修復研究及び情報発信等を進めていきます。

③人材育成、交流

- ・後継者育成セミナー、各種研修事業の実施、異業種交流や商人塾の充実を図ります。
- ・情報力等の経営資源を活用する能力を持つ人材を育成し、伝統文化技術の保全と発信に寄与します。
- ・奈良市中小企業人材助成制度の活用を図り、人材育成を進めます。

④地場産業の活性化

- ・伝統工芸・地場産業の地域特性、独自性を活かした活性化施策を展開します。

●環境にやさしい観光の推進

①マイカー利用抑制

- ・環境定期券の導入を検討するなどマイカー乗り入れ抑制の推進を図ります。
- ・シャトルバス、コミュニティ観光バス等による公共交通機関の利用促進を図ります。

②歩いて観光できる施策の整備等

- ・歩いて泊まれる宿泊施設の案内や、マップの作成、拝観・土産利用セット割引チケット等総合割引制度等の施策の展開を図ります。



2. 歴史資源をまちづくりに活かそう

平城京としての数々の遺産や文化財、そして古都として育まれてきた文化や習慣、それらすべてが奈良市の貴重な歴史資源であり、その豊富さは他に類をみないものとなっています。それらの資源のひとつひとつには、古来からの人の営みや自然との調和の方法がうつし出されています。これらを市民の日常の生活や事業活動、まちづくりに取り入れることができれば、本市の特性を生かした環境にやさしい生活や事業活動そしてまちづくりにつながっていきます。したがって、これらの貴重な歴史資源を活かし市民が身近にふれあい、楽しめることを施策の基本とします。

基本施策

●歴史資源を活かし、ふれあい、楽しむまちづくり

①歴史資源とふれあう観光の振興

- ・歴史資源のネットワーク化による新しい観光ルートなどを検討します。
- ・歴史資源となる建築物の買収・修復を進めます。
- ・歴史資源を活かした名所のあるまちづくりを進めます。
- ・総合案内システム、観光案内人ボランティア制度の充実を図ります。
- ・歴史資源情報システムの推進を図ります。
- ・大極殿の復元整備等古代都城文化を体験的に理解できる場づくりの推進を図ります。

②ふれあえる場の整備

- ・歴史博物館建設事業の推進を図ります。
- ・重要な史跡の整備として、史跡朱雀大路跡の復元整備等を行います。

③参加への支援

- ・歴史教室、カルチャーセミナー等生涯学習へのカリキュラム化を行います。

2 自然や生き物を大切にすまち

本市の恵まれた自然環境と歴史遺産がみごとに調和することによって貴重な奈良らしさが創り出されています。野生生物もその豊かな自然環境を生育空間として微妙な生態系のバランスを保ちながら自然や人とのふれあいを保ってきました。しかし近年の宅地開発や市民の生活圏域の拡大は、自然や野生生物の減少を招き、身近にふれあう場や機会も失われつつあります。

今ある自然をできる限り保全し、減少したり失われた自然の回復や再生を図るとともに、身近に自然や野生生物とふれあう場や機会を確保することを基本方向として示します。



基本方向

1) 豊かな自然を保全・創造しよう

【基本施策】

- 森林、農地、水辺における自然環境の保全と創造
- すぐれた自然景観の保全と創造
- 歴史環境保全との有機的連携の確保

2) 生物の多様な生息・生育環境を保全・創造しよう

【基本施策】

- 多様な動植物の保全

主体の役割

【市民としての行動】

- ・ 自然や野生生物に関心を持ち、余暇活動では積極的にふれあう等、理解を深めます。
- ・ 草木を傷つけたり、持ち帰ったりしません。
- ・ 緑化活動へ積極的に参加します。
- ・ 野生生物の不要な捕獲や生息場所を乱したり、危害を加えるなどの行動はしません。
- ・ 自然や野生生物の保護活動への参加・協力を努めます。

【事業者としての行動】

- ・ 開発や事業活動において、自然の保護や再生・創造、野生生物などの生育空間の保護・再生・創造などできる限り自然環境の保全に努めます。
- ・ 緑化や野生生物保護について、技術の提供など協力・支援します。
- ・ 地域における自然環境の保全活動への参加・協力・支援に努めます。

【観光客等としての行動】

- ・ 自然や野生生物を傷つけたり、採取、捕獲等の行為をつつしみ、ふれあいを大切にします。
- ・ 自然や野生生物の保護に協力します。



1. 豊かな自然を保全・創造しよう

原生的な自然の保全と活用はもとより、野生生物の生育空間、四季を彩る自然風景、希少性から見て優れた自然景観を保全し、再生・創造する施策を基本とします。これとあわせて歴史環境の保全施策との有機的連携を確保する施策も基本とします。

基本施策

●森林、農地、水辺における自然環境の保全と創造

①森林や農地、水辺などの保全

- ・森林の持つ多様な機能を保全するため、間伐や林道網の整備を図り、健全な森林の保全に努めます。
- ・分収造林、造林事業等により山林の保全を図ります。
- ・保護樹木、保護樹林の指定により森林の保全を図ります。
- ・民有林保存への優遇措置を図ります。
- ・未利用耕地の活性化を図ります。
- ・ため池等はできる限り保全することとし、開発に伴う埋め立て等については、十分な事前協議と対策の強化を図ります。
- ・生物の生息・生育に配慮した河川整備の推進を図ります。

②市民の自然環境保全に関する取り組みの支援

- ・農業体験、交流を通じた自然環境保全意識の啓発を図ります。
- ・自然保護教育・学習の推進を図ります。
- ・「ふるさとの川づくり」や河川愛護の理解を得るための広報活動を行います。
- ・市民や市民グループの協力を得た草刈や農作業、山林の保全管理などの維持管理の仕組みづくりを行います。
- ・森林における環境教育の実践や環境教育ボランティアの育成を行います。

③農林産業の振興を通じた自然環境の保全

- ・環境保全機能の維持・再生のための農業的支援等の充実を図ります。
- ・森林整備計画の強化や林道整備事業（舗装整備）の推進を図ります。
- ・森林組合活性化事業を推進します。
- ・観光産業との連携による農業の活性化を図ります。
- ・地域林業形成促進事業などにより林産資源の健全な育成を図ります。
- ・流域森林総合整備事業の展開により、健全な森林の育成を図ります。

●すぐれた自然景観の保全と創造

①都市・地域景観の保全と形成

- ・農村集落景観の保全や農地の良好な整備など地域景観に配慮した基盤の整備を行います。
- ・自然の音、風景、奈良らしさなど、自然百選の選定を検討します。

●歴史環境保全との有機的連携の確保

①歴史資源と一体となった自然環境・景観の保全

- ・文化観光保存地区を指定することによって、文化観光資源・施設と一体となった自然環境や景観の保全を図ります。
- ・歴史的風土保存区域及び風致地区内の恵まれた自然を守るため、緑地環境の保全を図ります。



2. 生物の多様な生息・生育環境を保全・創造しよう

本市の恵まれた自然は、野生生物の生息・生育の場でもあり、春日山原始林や奈良公園には、貴重な昆虫も存在しています。これらの生息・生育環境を保全していくことはもちろんのこと、身近な環境においても多様な動植物が生育していけるような空間を確保していくことを施策の基本とします。

基本施策

●多様な動植物の保全

①保全体制の推進

- ・動植物保護のための、自然環境担当の組織づくりを検討します。

②生き物の身近な生息環境づくり

- ・公園や緑地について野鳥や昆虫などの生息に適した環境の保全を図ります。
- ・生け垣等民有地における緑化を推進するなどによって、野鳥や昆虫などの生息環境の確保に努めます。
- ・森林、農地、水辺、公園のビオトープ化及びネットワーク化を図ります。
- ・在来の動植物の生息・生育に資する緑化、湿地等の水環境の保全及び創造を図ります。

③市民の生態系保全に関する取り組みの支援

- ・リバーウォッチング、自然観察会などの開催により動植物への保護意識の啓発を推進します。
- ・ペット等の野性化による在来種・希少種への被害を防止します。
- ・河川清掃、稚魚放流、イベント開催などを支援します。

④野生動植物の保護

- ・里地、里山、交流ファームの設置など、野生動植物の保護と意識の啓発を進めます。

3 安全で快適な都市環境をつくるまち

子供からお年寄りまで、すべての人が安心できる都市基盤づくりの推進など市民生活の安全を最優先とします。その上で古都奈良の魅力ある美しい都市環境を保全し、うるおいや安らぎが感じられる身近な水と緑を創造することによって、快適な日々の暮らしや営みが将来にわたりつづけていけることを基本方向として示します。



基本方向

1) 安全で心豊かなまちをつくろう

【基本施策】

- 安全にすごせるまちづくり
- 快適に暮らせるまちづくり
- 歩いて楽しいまちづくり

2) 美しいまちをつくろう

【基本施策】

- 都市景観の保全

3) 水と緑のうるおいあるまちをつくろう

【基本施策】

- 身近な緑や公園、川や池の水辺整備の推進



主体の役割

【市民としての行動】

- ・家庭での防災に努めるとともに地域の防災活動への積極的な参加や防犯に努めます。
- ・ポイ捨てや不法投棄の防止に努め、地域の美化運動に積極的に参加します。
- ・自転車の放置や迷惑駐車をやめて、快適なまちづくりに協力します。
- ・庭やベランダ、屋上等の緑化や花づくりに努めます。
- ・水辺や公園等ふれあいの場に親しみ・活かすとともに、維持・管理に協力します。

【事業者としての行動】

- ・安全を優先した事業活動に努めます。
- ・工場や事業場敷地での緑化に努めます。
- ・建築デザイン、看板設置等都市の景観に配慮した事業活動を行います。
- ・自動販売機には回収容器を設置するなどポイ捨て防止や不法投棄防止に努めます。
- ・研修や啓発、美化活動の実践に努めます。

【観光客等としての行動】

- ・施設利用に関して、避難路の確認など自らの防災に努めます。
- ・水辺や公園等の環境にやさしい利用に努め、維持管理に協力します。
- ・ごみの持ち帰り、また排出する場合には分別してまちの美化に協力します。



1. 安全で心豊かなまちをつくろう

安全は、市民生活にとって最も基本的であり重要な要素です。市民生活や事業活動を支える道路や公園等の公共施設の整備を図り、住宅やビルの安全性を確保することによって、火災・地震・水害等の災害に備えたまちづくりを目指します。その上ですべての人が安心して快適に暮らし、歩くことが楽しくなる都市環境を実現する施策を基本とします。

基本施策

●安全にすごせるまちづくり

①防災性の高い都市整備の推進

- ・多様化する自然災害、人為的災害の発生の未然防止に努めます。
- ・災害に強い都市構造の形成、防災性向上のための根幹的な公共施設の整備、ライフラインの強化を進めます。
- ・公共公益施設、住宅等の耐震性の向上を進めるとともに、災害に強い安全な住まいづくりを推進します。
- ・避難地、避難路など避難ネットワークの整備及び防災機能を有する公園の整備を図ります。
- ・緑地や農地の計画的保全、都市公園の整備を行います。

②総合的な治水対策等の推進

- ・総合治水対策計画の推進などにより、水害防止や治水事業を促進します。
- ・下水道計画における合流区域については、市街地を浸水から安全に守るための分水幹線の整備を図ります。
- ・山崩れ、地すべり等の災害危険箇所を調査し、その改修・整備について国・県と連携しつつ計画的に進めます。

③予防対策と災害時の対応の仕組みづくり

- ・予防行政の効率化、査察体制の強化、都市防災調査研究の推進、防災行政無線の活用を図ります。
- ・備蓄物資の品目・数量・保管場所の増加、避難場所の追加指定、避難場所案内標識の設置を行います。
- ・災害時における有害物質の処理対策を促進します。
- ・災害を最小限におさえ、即事対応が可能となるように消防署等の適正配置を行います。
- ・市民に対する応急手当の普及・啓発活動を行います。

④防犯に配慮したまちづくりの推進

- ・防犯の行き届いたまち、暴力のないまちにします。

●快適に暮らせるまちづくり

①制度の適切な運用と実践

- ・国や県の環境影響評価制度の適切な運用及び環境配慮指針の策定を検討します。
- ・開発指導要綱等により、快適なまちづくりの確保を図ります。

②福祉に配慮したゆとりと安らぎのあるまちづくり

- ・公共施設及び公園等のバリアフリー化等を進めるとともに、有機的連携を図る計画の推進を図ります。
- ・民間施設におけるバリアフリー化を促進するため、啓発指導を進めます。
- ・ゆとりとうるおいのある住まいづくりや周辺環境づくりを推進します。

③良好な市街地環境整備の推進

- ・人口増加や良好な住宅地供給の要求に対応した適切な見直しと総合的な計画を推進します。
- ・土地の自然条件あるいは都市基盤施設の整備水準や土地利用の動向に応じた適切な用途地域の見直しを進めます。
- ・景観に配慮した市街地の環境を維持するための高度地区の見直しを進めます。
- ・健全な環境の確保を目的とした住民参加等による地区計画制度の導入を図ります。
- ・良好な市街地の形成を図るため、道路・公園・下水道等都市基盤の整備を推進します。

④環境に配慮した防疫活動と衛生思想の普及

- ・感染症予防対策として防疫薬剤散布には環境に配慮し必要最小限の散布に努めるとともに市民に対して啓発に努めます。
- ・市民の日常生活においての衛生啓発を行うことにより感染症を媒介する害虫の発生を防ぐことに努めます。

●歩いて楽しいまちづくり

①歩行者・自転車利用者の安全性の向上

- ・連続立体交差事業の推進により、地域の分断や踏切事故等の解消を図ります。
- ・自転車専用道、自転車歩行者道、コミュニティ道路、自動車通行規制の検討等、歩行者と自転車利用者にやさしい道路づくりの推進を検討します。
- ・歩行者・自転車利用者及びドライバーのマナー向上に向けた啓発を行います。
- ・自動車利用の自粛の呼びかけ、迷惑駐車や放置自転車の追放の啓発を行います。
- ・事故多発箇所対策、バリアフリー整備など生活道路の改良事業を推進します。
- ・歩道における透水性舗装や歩きやすい舗装材の選定など市道舗装の整備を促進します。
- ・交通安全施設の充実を図ります。
- ・路上の不法占有物撤廃を促進します。
- ・歩車共存道路整備やシンボルロード整備を進め、歩いて楽しい歩行者空間整備を進めます。

②歩行者・自転車利用者の快適性の向上

- ・歴史や文化を感じるまち・道づくりや花のある街（緑化の促進）づくりを推進することによって、歩いて楽しいまちづくりの実現を図ります。



2. 美しいまちをつくろう

古都としての風格と伝統が感じられるまちを目指し、無秩序な開発を防ぐなど、美しい田園風景や山並み、都市景観と歴史的な景観が調和した良好な景観の保全と形成を図る施策を基本とします。またごみの落ちてない清潔なまちづくりなど、環境美化に配慮した施策もあわせて基本とします。

基本施策

●都市景観の保全

①都市環境の美化

- ・国際文化観光都市として美観形成のための美化促進重点地域を設定し、ポイ捨て防止活動の推進を図ります。
- ・環境美化に心がける児童の育成や市民による環境美化運動等の支援を行います。
- ・空き地の管理者に対し、雑草・枯れ草及び投棄された廃棄物を除去し、また不法投棄を防止する措置を講ずるよう指導に努めます。
- ・動物愛護および適正な飼育について啓発を行うことにより関心と理解を深め、犬猫による糞害やみだらな繁殖等を防ぎ、人と動物との共生に努めます。

②良好な都市景観の形成

- ・奈良市都市景観条例に基き策定した都市景観形成基本計画により、都市景観の保全を進めます。又地区計画等の法規制の活用により景観整備の推進を図ります。
- ・奈良市都市景観条例に基づき、歴史的なまちなみを周辺地区と一体的な形で保全するために、指導・助言を行います。
- ・文化財と調和する住宅市街地の形成を進めるとともに、緑とうるおいのあるまちなみや生活基盤の整った住環境の整備を進めていきます。
- ・公共空間、特に街路上の駐輪・看板などのはみ出しを防止し、良好な景観形成への誘導・促進に努めます。また美しいまちなみ景観のための電線類の地中化を促進します。
- ・彫刻のあるまちづくりを進めます。

3. 水と緑のうるおいあるまちをつくろう

子供たちが遊び、市民が憩うことのできる身近な水辺や公園整備など、うるおいある暮らしを続けていける施策を基本とします。

基本施策

●身近な緑や公園、川や池の水辺整備の推進

①身近な緑の保全と創造

- ・(仮称)生け垣助成制度の活用促進、(仮称)花いっぱい運動の民有地への拡大など既存施策の拡充について検討します。
- ・生産緑地地区を保全し、市街地内の身近な緑を確保します。
- ・緑教室や展示会、緑の相談室、ふるさとみどり基金の活用などにより緑化意識の高揚と普及に努めます。
- ・公園整備の際は、土と水と緑を活かした公園や、本来周辺に見られる動植物が自然に生息・生育できるような場所の復元など、地域の環境資源の活用に努めます。
- ・街路樹・花等の植栽整備等を推進し、身近な緑の創造に努めます。
- ・快適で緑豊かな住み良いまちづくりのための都市公園を整備します。
- ・身近な緑やうるおい空間整備を図るなど、子育てを支援する遊び場の整備の推進や、住環境整備の推進を図ります。

②身近な水辺の保全と創造

- ・身近な水辺としての河川・水路・用水・ため池等の保全と活用を図ります。
- ・親水性のある河川整備を進めるとともに、水辺の自然環境の保全と創造を促進し、水辺とむすんだ緑のネットワーク化を図ります。
- ・礫間浄化などによる河川水質浄化モデル事業を実施し、安全で心地よい水辺の創出に努めます。
- ・水とふれあうまちづくりを目指し、まちの水景整備を進めるとともに、人をいざなう水辺の創生に努めます。

4 健康に暮らせる生活環境を守るまち

市民が恵まれた環境の下、健康で文化的な生活を営むために、さわやかな大気、清らかな水、静けさの確保、化学物質からの汚染の防止を基本方向として示します。



基本方向

1) さわやかな大気と静けさを守ろう

【基本施策】

- 大気環境の保全
- 音環境等の保全

2) 清らかな水を確保し大切にしよう

【基本施策】

- 水環境の保全

3) 化学物質による環境汚染を防ごう

【基本施策】

- 多様な化学物質による健康への影響の防止
- 土壌環境の保全



主体の役割

【市民としての行動】

- ・家庭からの排水対策に努めます。
洗剤を正しく使います。油は適正に処理をします。水切り袋を使用します。食べ残し・飲み残しを流しません。
- ・徒歩や自転車、公共交通機関の利用に心がけます。
- ・環境にやさしいマイカー利用を実行します。
アイドリングストップの実行、急発進・空ぶかしの追放、ならマイカーひとやすみデーの実行、低公害・低燃費車の利用促進に努めます。
- ・近隣への騒音等に配慮します。
ピアノやテレビ、ステレオ等の音やペットの鳴き声等、生活騒音が隣近所の迷惑にならないよう配慮します。
- ・化学物質の使用にあたっては、正しい知識や情報を基に、用途にあった使い方と責任ある管理に努めます。

【事業者としての行動】

- ・事業活動に伴うばい煙、排水、騒音等の低減及び公害の防止に努めます。
- ・事業活動に伴う車両について、アイドリング・ストップの実施、低公害・低燃費車の導入を検討します。
- ・従業員への研修等を行います。
- ・建設工事等において、低騒音・低振動等低公害機器の使用に努めます。
- ・化学物質の使用について、用途、方法、使用量等適正に行い、適正に管理します。

【観光客等としての行動】

- ・観光等には、できるだけ徒歩、自転車、公共交通機関を利用します。
- ・洗剤等の適正使用など水質の保全に努めます。
- ・観光等には、近隣や他の者へ迷惑とならないよう配慮します。

1. さわやかな大気と静けさを守ろう

さわやかな大気と静けさの確保に向けて、大気環境の監視・観測体制の充実、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の低減による大気環境基準の達成、また自動車騒音・振動対策、工場・事業場及び建設作業騒音・振動対策、悪臭等生活環境を保全する施策を基本とします。

広域的広がりをもつ問題については国や県、周辺関係市町村と連携した施策を基本とします。

基本施策

●大気環境の保全

①監視体制の整備及び強化

- ・大気環境の監視、観測を推進します。
- ・大気調査・研究体制の整備の促進を図ります。

②工場・事業場の排出ガス等対策の推進

- ・立入検査の実施、規制基準の遵守等、監視・指導を行います。

③自動車交通対策の推進

- ・パークアンドライドやマイカーひとやすみデー等環境にやさしい自動車利用運動を推進します。
- ・路上駐車や駐車場探しの交通渋滞・交通事故を解消させるため、駐車場案内システムを導入し都市環境や大気環境の保全に努めます。

④アイドリング・ストップの推進

- ・駐停車中の自動車のアイドリング・ストップを啓発します。

⑤低公害車の導入

- ・公用車に低公害車、燃費の良い車種の導入を推進します。

⑥広域的な大気汚染対策の推進

- ・周辺自治体と連携した浮遊粉じん対策、光化学オキシダント対策を推進します。

⑦野焼き防止の推進

- ・野焼き防止の指導を推進します。

●音環境等の保全

①交通騒音・振動の測定

- ・道路沿道での騒音・振動測定を継続し、実態把握に努めます。
- ・環境騒音の測定を継続し、実態把握に努めます。

②工場・事業場などの騒音・振動対策の推進

- ・立入り検査の実施、規制基準の遵守等、監視・指導を推進します。

③近隣対策の推進

- ・生活騒音の低減のための知識の普及啓発、深夜営業騒音の低減の指導を図ります。
- ・日照や通風などの確保、電波障害の対応を推進します。

④良好な音環境の保全と創造

- ・音100選に選定された音風景の保全と周知、その他音風景の保全と創造に努めます。



2. 清らかな水を確保し大切にしよう

清らかな水の確保に向けた監視・観測を進め、水利用に際して環境への負荷が自然的浄化能力を超えることのないようにすることが大切です。水環境の安全性をも含めて負荷を低減するために、自然の浄化能力の向上、下水道整備の促進や生活排水対策等の施策を基本とします。また水道水源での植林や適正な森林管理、ゴルフ場での農薬の使用の抑制等による健全な水環境の確保の施策もあわせて基本とします。

基本施策

●水環境の保全

①監視体制の整備

- ・河川、地下水の常時監視・観測を推進します。
- ・水質調査・研究体制の整備の促進を図ります。

②工場・事業場排水対策の推進

- ・立入検査、排水基準の遵守等、監視・指導を行います。
- ・水道水源保護の指導の強化を図ります。

③生活排水対策の推進

- ・生活排水対策の啓発を推進します。
- ・汚濁の進んでいる河川へ生活排水を排出している地区など、特に生活排水対策を必要とする地区をモデル地区とする事業を推進します。

④水質保全対策

- ・河川やため池等へのごみの投棄の削減（クリーン対策、愛護啓発）を推進します。
- ・水源流域自治体や大和川流域自治体と水質保全対策について協力と連携を推進します
- ・水道水源の定期監視の強化と市民活動による実践を行います。

⑤水道水源の保全

- ・水道水源流域の森林の保全（水源涵養林の保全）を行います。

⑥下水道の整備

- ・公共下水道事業、農業集落排水事業等を計画的に推進します。
- ・水洗化のPRや、水洗便所改造資金の積極的融資などによって、公共下水道への理解を深め、下水道への接続促進に努めます。

3. 化学物質による環境汚染を防ごう

現在、私たちの暮らしの中でさまざまな化学物質が広範に使用されていますが、その使用の方法や廃棄の方法によっては人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。このような化学物質による大気や水、土壌環境等への影響、人の健康や生態系への影響を低減することや未然に防止する観点から、その使用や廃棄にあたっての施策を基本とします。

基本施策

●多様な化学物質による健康への影響の防止

①監視

- ・有害大気汚染物質の測定を推進します。

②発生源対策

- ・発生源における有害化学物質を測定し、実態把握に努めます。
- ・ゴルフ場農薬の水質監視・指導を推進します。
- ・有害化学物質に対する適正な知識と情報の周知を図ります。

③情報の収集、提供など

- ・内分泌攪乱化学物質などの未解明の化学物質の情報収集、提供に努めます。
- ・科学的知見の蓄積を踏まえ国や県と連携した適切な対応を検討します。

●土壌環境の保全

①化学物質の調査

- ・地下水や土壌などの化学物質による汚染の実態把握に努めます。



5 資源の循環的利用を図るまち

私たちは日常生活や通常の事業活動の中で、もの、水、エネルギーといった資源を消費し、廃棄物を排出しています。資源を大量に消費し、廃棄しつづけることによる環境の悪化を防止するため、資源を効率的に使用し、できるだけ廃棄に結びつけず循環させていく必要があります。

このため資源の循環的利用を図るには、資源を大切にしておいて廃棄物を極力出さない施策、水の有効利用を進める施策、エネルギーの効率的な利用を図るなどの施策を基本方向として示します。

基本方向

1) 資源を大切にし、ごみを減らそう

【基本施策】

- 廃棄物の発生抑制
- 適正なりサイクルの推進
- 廃棄物の適正な処理

2) 水の有効利用を進めよう

【基本施策】

- 有効利用をすすめるまちづくり

3) エネルギーの適正利用を進めよう

【基本施策】

- エネルギーの有効利用
- 自然エネルギー等の利用



【市民としての行動】

- ・買物袋の持参や不要な包装を断る等ごみの発生抑制に努めます。
- ・物を大切にし、できる限り再使用、再利用します。
- ・フリーマーケットや不用品交換情報等を活用します。
- ・古紙、牛乳パック、瓶、缶等はリサイクルを徹底し、地域のリサイクル活動に協力します。
- ・再生紙トイレットペーパー等リサイクル製品を積極的に購入します。
- ・家庭からの省エネルギー化に努めます。
 - 省エネルギー型家電製品を選びます。
 - 適正な暖房・冷房温度を守ります。
 - フィルターの掃除等適正な使用と管理を心がけます。
 - 待機電力をなくしたり、テレビのつけっぱなしを止めるなど、こまめにスイッチを切ります。
 - 自宅の電気・ガス・水道の使用量を把握します。(環境家計簿)
 - ごみは決められた種類、決められた日、決められた時間内に出します。
 - 生ごみの自家処理(コンポスト化)にも取り組みます。
- ・水利用への工夫と行動、水涵養への行動に努めます。
 - 風呂水の再利用等により節水します。雨水の貯留使用、雨水浸透施設の設置等も検討します。

【事業者としての行動】

- ・原料、材料は可能な限り、再生資源や廃棄物として処理が容易なものを使用します。
- ・製造過程での、廃棄物の発生の抑制、製品としての包装材の減量を行います。
- ・製品が廃棄される場合、再生、リサイクル、分別しやすいものとします。
- ・事業活動で使用する物の再使用、再生使用、リサイクルを行うとともにリサイクル製品、グリーン製品の使用を進めます。
- ・事業場やオフィスで、コピー枚数の減少化、資料配布の最小化、両面コピー機導入に努めます。
- ・廃棄物については、適正に処理します。
- ・事業場やオフィスでの節水や節電、省エネルギーに努めます。クリーンエネルギーの利用促進・自然エネルギーの積極的使用を図ります。

【観光客等としての行動】

- ・ごみの減量化、分別廃棄、リサイクルに協力します。
- ・節水、節電、省エネルギーに協力します。

1. 資源を大切にし、ごみを減らそう

地球上の資源には限りがあります。私たちは生活する上で、必要とする資源をできる限り有効に使い、将来世代にいたるまで、等しく資源を使用することができることを確保しなければなりません。

ごみを発生させない暮らしや事業活動の工夫、再資源化の徹底によって、限りある資源の有効利用を図る。さらには、出たごみの適正処理により環境への負荷の低減を減らし、ものの自然な循環を促進する施策を基本とします。

基本施策

●廃棄物の発生抑制

①ごみの減量化

- ・流通過程でのごみの減量化を図るシステムを検討します。
- ・事業系廃棄物減量化施策を行います。
- ・買い物袋の持参運動、量り売りなどを推進します。
- ・紙容器、再生品や生分解性プラスチック、詰め換え商品など、廃棄物の減量に役立つ商品の購入啓発に努めます。

②生ごみの減量と利用

- ・家庭用生ごみ堆肥化容器及び密閉容器購入者へ助成金を交付し、生ごみの減量化に努めます。
- ・減量化・資源化率を上げるために、公園・街路植栽などへの活用を検討します。

●適正なりサイクルの推進

①ごみ減量とリサイクル運動の促進

- ・分別廃棄、分別収集を徹底します。
- ・公共施設（公民館他）拠点回収を促進するとともに、市内事業者（販売店）における店頭自主回収の推進を支援します。
- ・大型家具等再生事業を推進します。
- ・廃棄物再生利用施設としてのリサイクルプラザ建設やコンポスト事業化施設建設を促進します。
- ・全市的なリサイクルを推進し、支援します。
- ・市民・事業者・観光客等・市がリサイクルの役割を共有する新しい社会システムの確立を図ります。
- ・再資源化原料を使用した商品の積極的な購入・使用を促進します。
- ・最新リサイクル技術及び再資源化原料の市場の情報収集を行います。

②リサイクル製品の利用拡大

- ・公共団体での再生紙・汚泥再生建材の使用、市民の不要品を公共施設の備品にするなど、リサイクルされた製品の利用拡大とそのPRを行います。
- ・リサイクル製品カタログ・販売店マップの作成、見本市の開催等、リサイクル製品に関する情報を提供します。

③汚泥等の資源の再利用

- ・コンポスト化、建設資材化などの有効利用について検討します。
- ・焼却灰の有効利用を進めます。

④啓発活動の推進

- ・親と子のリサイクルツアーの実施や、環境フェスティバル（リサイクルフリーマーケット）の開催などによって、市民意識の高揚を図ります。

●廃棄物の適正な処理

①廃棄物の適正処理体系の確立

- ・分別収集体制の整備、中間処理施設の建設、最終処分場施設の整備など、廃棄物の適正処理の整備を推進します。
- ・責任分担、費用分担の明確化、市民・事業者・観光客等・市を含む適正な処理体系を確立します。

②廃棄物の適正処理の推進

- ・自己処理責任、適正処理可能な製品づくりなど、事業系廃棄物減量化施策を推進します。
- ・分別排出とごみ袋の透明化を徹底します。
- ・適正処理困難指定廃棄物の適正処理の指導を行います。
- ・廃棄物の不法廃棄防止（パトロール）に努めます。

2. 水の有効利用を進めよう

健全な水循環は、市民生活はもとより農業や工業等の事業活動にとっても重要なものです。私たちは、さまざまな形で水の利用を図っているため、各々の利用の段階で負荷を減らし適正な水循環を促進するとともに、水質や水量等水環境の安全性を確保する施策を基本とします。

基本施策

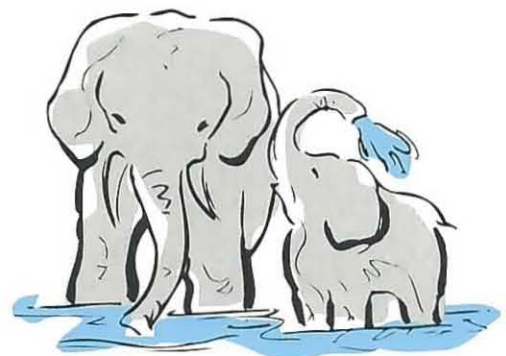
●有効利用を進めるまちづくり

①水の有効利用を進める意識の高揚と有効利用対策

- ・ 節水コマ、節水型便器、トイレ用擬音装置、ミニポンプ等、節水型機器の普及促進に努めます。
- ・ 下水処理の再生水利用や再生水循環システムの導入の検討など、水の再利用の促進に努めます。
- ・ 雨水貯留タンク設置など、一般家庭での雨水利用システムの導入を誘導します。
- ・ 雨水浸透施設の整備の促進を図ります。
- ・ 渇水対策を考慮した、ため池の整備を図ります。
- ・ ポスターやパンフレット、小学生用副読本、有効利用ニュース（新聞）などによる水の有効利用に対する意識を高揚するための広報に努めます。

②水道の機能向上

- ・ 老朽管の敷設替えや漏水調査、配水コントロール施設の機能的な整備等に努めます。



3. エネルギーの適正利用を進めよう

私たちの日常生活や事業活動はあらゆる局面でエネルギー利用に関係しています。このエネルギーには限りがあり、効率的な利用が必要ですが、その使用量を減らすことは二酸化炭素の発生の抑制ともなるなど、環境への負荷を減らすことにもつながります。

また、太陽光等の環境に負荷の少ない自然エネルギー等への利用移行も、地球温暖化防止など地球環境への負荷を減らす有効な対策です。このためエネルギーの適正利用ならびに自然エネルギーの利用を図る施策を基本とします。

基本施策

●エネルギーの有効利用

①エネルギー利用の効率化

- ・新規開発や再開発の際には、地域冷暖房と電気の供給をするコージェネレーションの導入について検討します。
- ・風土に適した伝統的な建材、断熱材の使用、太陽光などを積極的に利用する形状の導入など、建築物による省エネ対策の普及に努めます。
- ・燃料の使用の効率化対策を促進します。
- ・ライトアップの見直しなど夜間照明の見直しを行います。
- ・省エネルギー型街路灯の導入を進めます。

②省エネルギー対策の啓発、広報活動

- ・省エネルギー対策の必要性に対する市民の理解と意識の向上を行います。
- ・市民、事業者、市の協力体制のもとでの省エネ効果のモニタリングを行います。
- ・省エネに対するパンフレット等の発行・啓発を行います。

●自然エネルギー等の利用

①自然エネルギー等の利用促進

- ・太陽光発電、太陽熱温水など太陽エネルギーの利用の啓発を行います。
- ・公共施設等の建設に際して、太陽エネルギーの利用を図ります。
- ・自然エネルギーの普及、啓発、自然エネルギー利用計画の策定を推進します。
- ・木材くずなど生物に由来するエネルギー、水の流れなどその他の未利用エネルギーの利用と開発について検討します。

6 すべての主体の参加と連携を図るまち

日常生活や事業活動といった多様な市民活動は、あらゆる面で何らかの環境負荷を生じさせています。環境の保全に関して担うべき役割を知り、環境保全行動が有する意義を、進んで理解することが求められています。

それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、自主的で積極的な行動をとることにより、すべての主体が環境保全行動に参加する社会の実現を基本方向として示します。

基本方向

1) 環境教育と環境学習を進めよう

【基本施策】

- 環境教育と環境学習の充実
- 環境情報の収集・提供

2) 自分たちの役割の下、進んで行動しよう

【基本施策】

- 市民・事業者・観光客等の環境保全活動への支援



主体の役割

【市民としての行動】

- ・環境教育、環境学習を通して、人と環境との関わりについての理解を深めます。
- ・家庭からの環境保全行動として、生活排水対策や省エネルギー化、環境にやさしいマイカー利用等、できることから実践します。
- ・地域の環境保全活動や民間団体活動に参加します。

【事業者としての行動】

- ・環境と人との関わりについて、研修や学習の場をつくり、理解を深めます。
- ・地域での環境保全活動へ積極的に役割に応じた参加を進めます。
- ・省エネルギー化や廃棄物の発生抑制等を率先して行います。

【観光客等としての行動】

- ・市民、事業者、市と連携して環境保全活動に努めます。



1. 環境教育と環境学習を進めよう

すべての主体が環境保全の意識や効果、自分たちの役割と責任を理解し、日常生活や事業活動の中にも環境保全行動が自然と根づいていくことを目的とします。そのため環境に関する情報や学習の機会や場の提供、学校教育や社会教育での取り組みを推進する施策を基本とします。

基本施策

●環境教育と環境学習の充実

①環境教育の充実

- ・ 創意と工夫に満ちた教育課程の編成、教職員の資質と指導力を向上します。
- ・ 小学校カリキュラムの充実や副読本の配布を行います。
- ・ 奈良の歴史遺産や伝統行事、自然環境を題材とした環境教育を通し、身近な環境を生きた教材として認識を深めます。新しい環境教育の研究や活用を促進します。
- ・ 教育設備水準の向上のため施設・設備整備を促進します。

②環境学習の充実

- ・ 豊かな自然環境を利用した子供たちの遊び場等、自然体験・学習の場の整備を推進します。
- ・ 生涯学習の推進のための総合的公開講座を充実します。
- ・ 女性の学習ニーズに応える婦人学級等を開催をします。
- ・ 高齢者学級等を活用して環境学習の機会の拡充を行います。
- ・ 公民館における環境学習関係講座や親子ふれあい環境教室を開催します。
- ・ 自然とふれあうネットワークの形成を促進します。
- ・ 農林畜産体験学習を促進します。

③人材育成と支援体制の強化

- ・ 学習グループの指導者ならびにボランティアの育成・強化を図ります。
- ・ 地域の子供会活動やスポーツ少年団の育成、地域ぐるみの児童健全育成体制の確立を図ります。
- ・ 老人ボランティア活動の育成、老人クラブ組織の拡充・活性化、各種講座の充実を図ります。
- ・ 青年の若い感性と豊かな創造性を活かし、子供たちに自然の素晴らしさや、生命の輝きに触れる感動を伝え、共に分かち合える「自然案内人」としての青年ボランティアを養成します。

④広報活動

- ・ 広報活動により環境保全と創造についての意識の高揚に協力と理解を求め、環境保全活動への支援体制を充実します。
- ・ 市民ぐるみの自然保護活動を進めるため、広報活動を通じて、市民意識の高揚及び自然保護教育・学習を推進します。
- ・ 学校教育の充実及び市民の地域・社会活動等の場を活かした普及・啓発を図ります。
- ・ 地域に密着した情報誌・広報誌による啓発を進めます。

●環境情報の収集・提供

①環境情報バンクの導入

- ・ 環境観測データ、環境に関する資料の一元的管理による的確な情報の提供に努めます。

②情報の発信及び提供

- ・ 環境保全に関する情報提供と意識の啓発を推進します。



2. 自分たちの役割の下、進んで行動しよう

すべての主体がその立場に応じた公平な役割分担の下で、自主的・積極的に環境保全活動に参加し、行動する社会の実現が必要です。市、市民、事業者、観光客等それぞれの役割に応じた行動を支援し、相互に連携を図りながら積極的に進める施策を基本とします。

基本施策

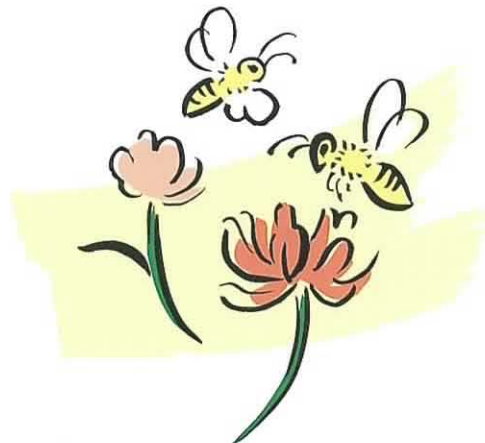
●市民・事業者・観光客等の環境保全活動への支援

①実践活動の支援

- ・市民相互の連帯を高め、やさしさとふれあいのある明るく住みよいまちづくりを進めます。
- ・市民だよりをはじめ、各種広報手段を通じて、リサイクル、地球温暖化防止など環境保全の啓発を進め、市民の環境問題への取り組みを促進します。
- ・(仮称)奈良市環境施策推進協議会を設置し、市民、事業者、観光客等及び市が一体となって環境の保全と創造のための行動に取り組むよう努めます。

②エコビジネスの推進

- ・エコマークやグリーン購入の啓発を図り、環境にやさしいエコビジネスの推進を支援します。
- ・公害防止施設を設備する事業者に利子補給を行い、環境保全活動への支援を行います。



7 地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶまち

地球温暖化防止やオゾン層の保護、酸性雨の防止等の地球環境の保全は、市民からの行動、地域からの行動が基本です。そのため日常生活や事業活動を見直すことから環境への負荷の低減に取り組み、その行動の輪を世界の都市や人々へと広げていくことを基本方向として示します。

基本方向

1) 地球環境を考えて環境保全活動を進めよう

【基本施策】

- 地球環境保全行動の推進
- 地球にやさしい暮らしの推進

2) 世界の人々とともに取り組もう

【基本施策】

- 奈良市から世界へ向けた率先行動の推進
- 世界の都市、世界の人々と協力・連携の推進





主体の役割

【市民としての行動】

- ・家庭からの活動を基礎に連携を広げ、地球的視野を持って環境の保全に努めます。
- ・フロンガス等使用機器の購入を控え、既存の機器の廃棄に際しては適正に排出します。
- ・アイドリング・ストップの実行とともに、二酸化炭素の排出削減のための行動に努めます。
- ・環境に配慮された製品の購入に努めます。
- ・市民レベルでの国際協力活動に参加します。

【事業者としての行動】

- ・地域からの連携、参加に積極的な役割を果たすよう努めます。
- ・二酸化炭素等温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化の防止に努めます。
- ・二酸化炭素吸収源となる森林の保全、緑化に努めます。
- ・フロンガス等の代替物質への転換を図り、またフロンガス等の回収と適正処理に努めます。
- ・低公害車の導入やアイドリング・ストップを実行します。
- ・環境に配慮した製品の研究、開発に努めます。
- ・環境にかかわる国際交流事業やイベントコンベンション事業に協力します。

【観光客等としての行動】

- ・アイドリング・ストップへの協力、二酸化炭素の排出削減を配慮した行動に努めます。
- ・市民・事業者・市との活動の連携を図ります。



1. 地球環境を考えて環境保全活動を進めよう

地球温暖化防止のため、省エネルギーに心がけ、不必要なエンジンの稼動をやめるアイドリング・ストップを実行する、オゾン層の保護のためにフロンガスを使用していない製品を購入するなど、日常の生活や事業活動における着実な地球環境保全行動の促進の施策を基本とします。

基本施策

●地球環境保全行動の推進

①地球温暖化防止の取り組み

- ・地球温暖化防止のための実行計画を策定し、実施します。
- ・二酸化炭素の吸収源となる森林の保全・創造を行います。
- ・アイドリング・ストップの推進や低公害車の導入等を進めます。

②酸性雨対策の推進

- ・酸性雨の実態を長期的に把握するため、雨水のモニタリング調査を継続します。

③フロンガス回収事業

- ・一般廃棄物に含まれるフロン回収及び適正処理を行います。

●地球にやさしい暮らしの推進

①生活行動の見直し

- ・日々のくらしの中で、マイカー利用をひかえる等啓発を進めます。
- ・日常生活や事業活動において、環境に配慮された製品購入の啓発と推進を図ります。

②消費行動の見直し

- ・大量消費、過剰な消費を抑制する意識を育てます。

2. 世界の人々とともに取り組もう

足元からの地球環境保全の行動は重要ですが、それだけに止まっては効果的にも限界が生じます。

また、地球環境問題に対する着実な取り組みや奈良市としての積極的な国際貢献も必要です。このため世界の都市や国際的機関、民間団体等と積極的に連携し、その取り組みを地球規模にまで広げていく施策ならびに奈良市として率先して国際貢献ができる施策を基本とします。

基本施策

●奈良市から世界へ向けた率先行動の推進

- ①歴史的遺産周辺などへの車両の乗り入れの抑制。
- ②世界的な文化遺産や伝統を内外にアピール。

●世界の都市、世界の人々との協力・連携の推進

①市民文化活動の振興

- ・国際文化観光都市にふさわしい文化交流事業を通じて、世界との連携を図ります。

②諸外国との交流・連携の促進と国際協力の推進

- ・民間レベルでの国際協力への支援を検討します。
- ・海外の都市との職員の派遣や研修生の受け入れを行います。
- ・友好都市との連携による環境保全行動を推進します。

③施設整備の推進

- ・奈良コンベンションビューローなど、国際化時代に対応できる交流の拠点としてのコンベンション施設等の整備を促進するとともに、イベント・コンベンションの開催を推進します。

④情報の発信

- ・インターネットを活用した情報発信を行います。

主体の役割のまとめ

市民 としての 行動

【歴史と文化を守り育むまち】

- ・奈良の歴史や文化に関心をもち、理解を深めます。
- ・歴史的文化遺産やその周辺への車両乗り入れの自粛やアイドリング・ストップの実行など環境の保護に努めます。
- ・サイクル観光等、環境にやさしい観光を実行・応援します。
- ・市民レベルでのPRや交流に努めます。

【自然や生き物を大切にすまち】

- ・自然や野生生物に関心をもち、余暇活動では積極的にふれあう等、理解を深めます。
- ・草木を傷つけたり、持ち帰ったりしません。
- ・緑化活動へ積極的に参加します。
- ・野生生物の不要な捕獲や生息場所を乱したり、危害を加えるなどの行動はしません。
- ・自然や野生生物の保護活動への参加・協力を努めます。

【安全で快適な都市環境をつくるまち】

- ・家庭での防災に努めるとともに地域の防災活動への積極的な参加や防犯に努めます。
- ・ポイ捨てや不法投棄の防止に努め、地域の美化運動に積極的に参加します。
- ・自転車の放置や迷惑駐車をやめて、快適なまちづくりに協力します。
- ・庭やベランダ、屋上等の緑化や花づくりに努めます。
- ・水辺や公園等ふれあいの場に親しみ・活かすとともに、維持・管理に協力します。

【健康に暮らせる生活環境を守るまち】

- ・家庭からの排水対策に努めます。
洗剤を正しく使います。油は適正に処理をします。水切り袋を使用します。食べ残し・飲み残しを流しません。
- ・徒歩や自転車、公共交通機関の利用に心がけます。
- ・環境にやさしいマイカー利用を実行します。
アイドリングストップの実行、急発進・空ぶかしの追放、ならマイカーひとやすみデーの実行、低公害・低燃費車の利用促進に努めます。
- ・近隣への騒音等に配慮します。
ピアノやテレビ、ステレオ等の音やペットの鳴き声等、生活騒音が隣近所の迷惑にならないよう配慮します。
- ・化学物質の使用にあたっては、正しい知識や情報を基に、用途にあった使い方と責任ある管理に努めます。

〔資源の循環的利用を図るまち〕

- ・買物袋の持参や不要な包装を断る等ごみの発生抑制に努めます。
- ・物を大切にし、できる限り再使用、再利用します。
- ・フリーマーケットや不用品交換情報等を活用します。
- ・古紙、牛乳パック、瓶、缶等はリサイクルを徹底し、地域のリサイクル活動に協力します。
- ・再生紙トイレットペーパー等リサイクル製品を積極的に購入します。
- ・家庭からの省エネルギー化に努めます。
 - 省エネルギー型家電製品を選びます。
 - 適正な暖房・冷房温度を守ります。
 - フィルターの掃除等適正な使用と管理を心がけます。
 - 待機電力をなくしたり、テレビのつけっぱなしを止めるなど、こまめにスイッチを切ります。
 - 自宅の電気・ガス・水道の使用量を把握します。（環境家計簿）
 - ごみは決められた種類、決められた日、決められた時間内に出します。
 - 生ごみの自家処理（コンポスト化）にも取り組みます。
- ・水利用への工夫と行動、水涵養への行動に努めます。
 - 風呂水の再利用等により節水します。雨水の貯留使用、雨水浸透施設の設置等も検討します。

〔すべての主体の参加と連携を図るまち〕

- ・環境教育、環境学習を通して、人と環境との関わりについての理解を深めます。
- ・家庭からの環境保全行動として、生活排水対策や省エネルギー化、環境にやさしいマイカー利用等、できることから実践します。
- ・地域の環境保全活動や民間団体活動に参加します。

〔地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶまち〕

- ・家庭からの活動を基礎に連携を広げ、地球的視野を持って環境の保全に努めます。
- ・フロンガス等使用機器の購入を控え、既存の機器の廃棄に際しては適正に排出します。
- ・アイドリング・ストップの実行とともに、二酸化炭素の排出削減のための行動に努めます。
- ・環境に配慮された製品の購入に努めます。
- ・市民レベルでの国際協力活動に参加します。

事業者 としての 行 動

【歴史と文化を守り育むまち】

- ・奈良の歴史や文化、景観等を活かした事業活動を心がけます。
- ・歴史的文化遺産や伝統文化の保全にあたって、技術の提供など、役割と能力に応じた協力・支援をします。
- ・歴史資源にふれあえ、楽しむ機会や場づくりに協力・支援します。

【自然や生き物を大切にするまち】

- ・開発や事業活動において、自然の保護や再生・創造、野生生物などの生育空間の保護・再生・創造などできる限り自然環境の保全に努めます。
- ・緑化や野生生物保護について、技術の提供など協力・支援します。
- ・地域における自然環境の保全活動への参加・協力・支援に努めます。

【安全で快適な都市環境をつくるまち】

- ・安全を優先した事業活動に努めます。
- ・工場や事業場敷地での緑化に努めます。
- ・建築デザイン、看板設置等都市の景観に配慮した事業活動を行います。
- ・自動販売機には回収容器を設置するなどポイ捨て防止や不法投棄防止に努めます。
- ・研修や啓発、美化活動の実践に努めます。

【健康に暮らせる生活環境を守るまち】

- ・事業活動に伴うばい煙、排水、騒音等の低減及び公害の防止に努めます。
- ・事業活動に伴う車両について、アイドリング・ストップの実施、低公害・低燃費車の導入を検討します。
- ・従業員への研修等を行います。
- ・建設工事等において、低騒音・低振動等低公害機器の使用に努めます。
- ・化学物質の使用について、用途、方法、使用量等適正に行い、適正に管理します。



[資源の循環的利用を図るまち]

- ・原料、材料は可能な限り、再生資源や廃棄物として処理が容易なものを使用します。
- ・製造過程での、廃棄物の発生の抑制、製品としての包装材の減量を行います。
- ・製品が廃棄される場合、再生、リサイクル、分別しやすいものとします。
- ・事業活動で使用する物の再使用、再生使用、リサイクルを行うとともにリサイクル製品、グリーン製品の使用を進めます。
- ・事業場やオフィスで、コピー枚数の減少化、資料配布の最小化、両面コピー機導入に努めます。
- ・廃棄物については、適正に処理します。
- ・事業場やオフィスでの節水や節電、省エネルギーに努めます。クリーンエネルギーの利用促進・自然エネルギーの積極的使用を図ります。

[すべての主体の参加と連携を図るまち]

- ・環境と人との関わりについて、研修や学習の場をつくり、理解を深めます。
- ・地域での環境保全活動へ積極的に役割に応じた参加を進めます。
- ・省エネルギー化や廃棄物の発生抑制等を率先して行います。

[地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶまち]

- ・地域からの連携、参加に積極的な役割を果たすよう努めます。
- ・二酸化炭素等温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化の防止に努めます。
- ・二酸化炭素吸収源となる森林の保全、緑化に努めます。
- ・フロンガス等の代替物質への転換を図り、またフロンガス等の回収と適正処理に努めます。
- ・低公害車の導入やアイドリング・ストップを実行します。
- ・環境に配慮した製品の研究、開発に努めます。
- ・環境にかかわる国際交流事業やイベントコンベンション事業に協力します。

観光客等 としての 行 動

【歴史と文化を守り育むまち】

- ・ 徒歩や自転車、公共交通機関を利用する等環境にやさしい観光に努めます。
- ・ 観光の際にはバスのアイドリング・ストップ等を理解し、協力します。

【自然や生き物を大切にすまち】

- ・ 自然や野生生物を傷つけたり、採取、捕獲等の行為をつつしみ、ふれあいを大切にします。
- ・ 自然や野生生物の保護に協力します。

【安全で快適な都市環境をつくるまち】

- ・ 施設利用に関して、避難路の確認など自らの防災に努めます。
- ・ 水辺や公園等の環境にやさしい利用に努め、維持管理に協力します。
- ・ ごみの持ち帰り、また排出する場合には分別してまちの美化に協力します。

【健康に暮らせる生活環境を守るまち】

- ・ 観光等には、できるだけ徒歩、自転車、公共交通機関を利用します。
- ・ 洗剤等の適正使用など水質の保全に努めます。
- ・ 観光等には、近隣や他の者へ迷惑とならないよう配慮します。

【資源の循環的利用を図るまち】

- ・ ごみの減量化、分別廃棄、リサイクルに協力します。
- ・ 節水、節電、省エネルギーに協力します。

【すべての主体の参加と連携を図るまち】

- ・ 市民、事業者、市と連携して環境保全活動に努めます。

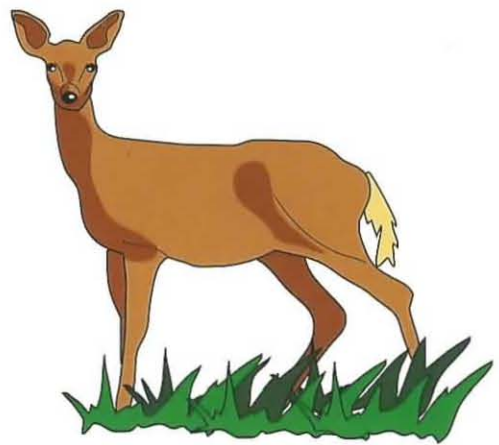
【地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶまち】

- ・ アイドリング・ストップへの協力、二酸化炭素の排出削減を配慮した行動に努めます。
- ・ 市民・事業者・市との活動の連携を図ります。

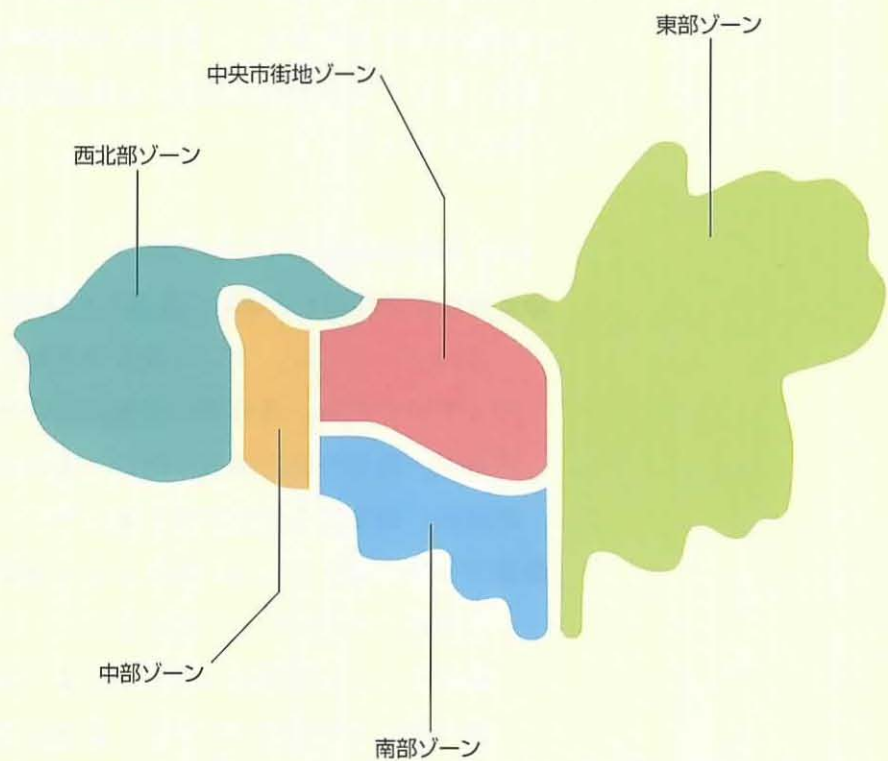
4.3 地域別の施策

地域別の基本方向の策定にあたっては、各地域における多様な特性を踏まえ、その長所を保持・育成し、短所を改善することによって、それぞれの地域における環境についての機能を果たすことを目指します。

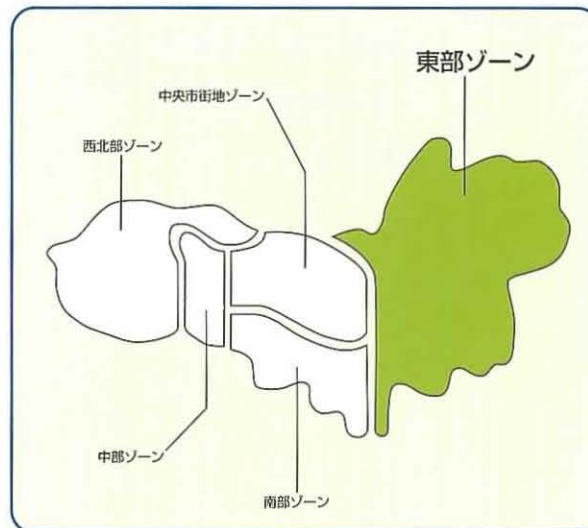
なお地域の区分は、「奈良市新総合計画 第2期基本計画」の地域構成に準拠します。



地域区分図



4.3.1 東部ゾーン



(1) 地域の環境特性

春日山から東の大和高原へ連なるこのゾーンは、全域が市街化調整区域であり、森林地域と農村地域が大部分を占め、良好な自然環境が保たれていますが、一部地域は土石採取場やゴルフ場となっています。

地域の北部は、棚田（里山）と集落の景観や水辺空間に恵まれ、南部は大和茶の主産地でもあり、優れた茶畑や集落の景観がみられます。また、広大な森林地域が貴重な水資源の涵養機能を有しており、淀川水系に属しています。

(2) 地域の環境づくりの方向

●豊かな自然環境との調和に配慮した計画的、効率的な土地利用を図ります。

・このゾーンでは、人口の減少や高齢化がみられ、良好な自然環境を守っていくため、農林業の振興に向けた農林業生産基盤の整備を推進する他、就労の場の形成に向け、豊かな自然環境との調和に配慮した計画的、効率的な土地利用を進めます。

●豊かな緑と清らかな水に恵まれた自然環境の保全・活用を図ります。

・本地域の大部分を占める山林については、大和青垣を形成する重要な緑地として、積極的な保全が必要です。また、青少年のための体験学習の場として利用するなど、地域住民の利便の増進と都市機能の充実を図ることも重要です。

- ・布目川や白砂川など地域を流れる主要な河川については、周辺の山林や田園の緑とともに、貴重な自然環境資源として、環境保全に考慮した水辺に親しむ河川整備等の方策を検討します。

●良好な田園環境の保全・活用を図ります。

- ・地域の水田や茶畑、集落等が創り出している田園環境は、周辺の自然環境の中に溶け込み、特徴のある景観を呈しています。これらを本地域の個性を育む優れた景観として保全・活用します。

●豊かな自然環境の中に息づく歴史資源の保全・活用を図ります。

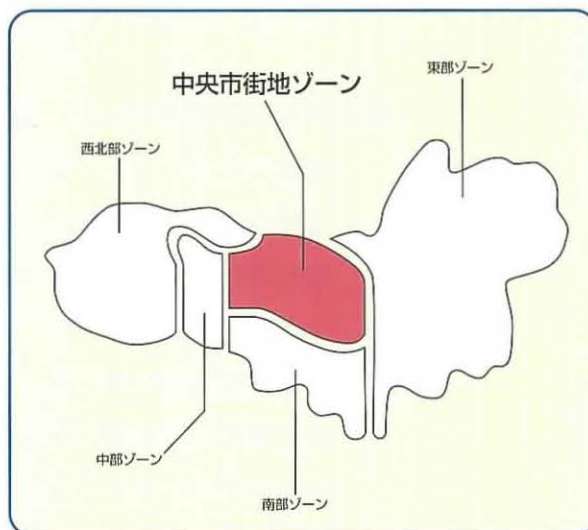
- ・集落景観や伝統的行事など、それぞれの集落の持つ個性豊かな歴史的環境を保全・活用します。
- ・柳生街道、東海自然歩道などを活用し、歴史散策路の整備や沿道の石仏群や社寺等を保全することなどにより、歴史的景観の形成を図ります。

●貴重な水源涵養地域としての保全を図ります。

- ・本地域の大部分を占める森林地域は、水源の涵養機能や本市の水道水源地として公益的機能を有するため、これらの機能の維持・増進に努めます。
- ・本地域は本市はもちろん周辺自治体にとっても重要な水道水源地であることから、周辺自治体と連携して水質の保全に努めます。特に水源保護地域、特定保護地域における排水水については十分に配慮します。



4.3.2 中央市街地ゾーン



(1) 地域の環境特性

古くから本市の中心であり、春日山を含む奈良公園一帯から近鉄新大宮駅周辺の市街地におよぶ地域となり、世界に誇れる奈良らしい景観を形づくっており、水系は大和川流域に属しています。

本地域は、世界的な歴史的文化遺産が数多く分布し、8資産群が世界遺産に登録されました。

市街地北側には佐保山丘陵、東側には春日山原始林、御蓋山、奈良公園の自然が広がっています。

その一方で、本地域は本市の核をなす地域であり、多様な都市機能の集積とともに、世界的な観光地であることから、交通渋滞の問題も生じています。

(2) 地域の環境づくりの方向

●奈良公園周辺の自然環境や歴史環境の計画的な整備・保全を図ります。

・県立奈良公園とその周辺は、奈良市のシンボルとして国内外に知られており、世界遺産をはじめとして数多くの歴史的文化遺産が点在していることから、その良好な自然環境及び歴史環境を関係機関との協力のもと計画的な整備・保全を図ります。

●奈良町周辺の歴史的な街並み景観の保全を図ります。

- ・奈良町は、かつての平城京の時代を経て中世に発達したまちであり、現在もその面影をとどめる歴史的な街並みや伝統文化が受け継がれており、その味わい深い歴史的街並み景観や伝統文化を育む歴史的環境を保全していきます。

●渋滞等の道路交通問題の解消に向けた整備を図ります。

- ・本地域は、県都としての都心機能のみならず、観光交通の拠点であるため、内外の交通が集中することから、道路体系の整備やバス路線を中心とする公共交通網の整備充実、歩道等の整備などにより、安全で快適な都心の交通体系と空間整備の充実を図ります。

●良好な音風景の保全・活用を図ります。

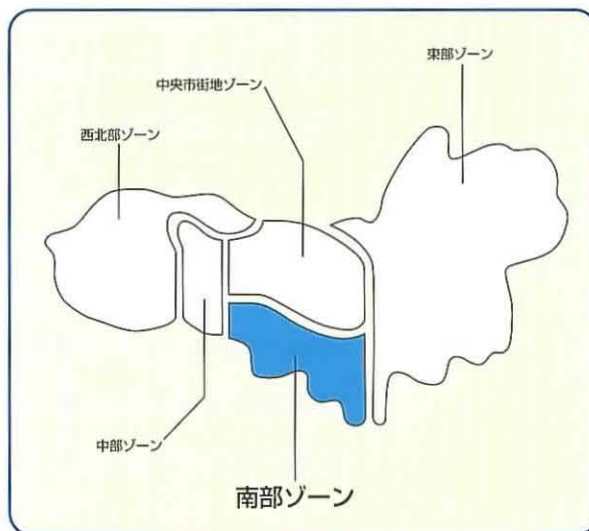
- ・環境庁が平成8年に実施した「残したい日本の音風景100選」にも選ばれた「春日野の鹿と諸寺の鐘」の中であげられている東大寺、興福寺等の鐘の音を貴重な音風景として保全し、環境指標の一つとして活用を図ります。

●水辺環境の保全と育成を図ります。

- ・奈良公園及びその周辺、佐保川及びその水系の小河川や池については、歴史的景観を構成する重要な要素であることから、水辺の修景についての検討を行い、水質の保全を図ります。



4.3.3 南部ゾーン



(1) 地域の環境特性

中央市街地ゾーンの南に位置し、大和郡山市・天理市と境界を接する地域です。奈良盆地の東側の山ろくに沿って通る日本最古の幹線道路である「山辺のみち」が南北に走り、古社寺や弥生時代に村落ができたといわれる窪の庄集落がある等古代からの歴史をもつ地域です。

「山辺のみち」から東部は山地部が広がり、古社寺を中心として集落が分布し自然と歴史につつまれた特徴ある環境を形成しており、西部は、帯解市街地や農村集落が中心となった田園地帯が形成されています。

山地部から平地部にかけて土地利用やその景観が変化し、山地、農地、住宅地、工業市街地が形成されています。平地部において用途が混在しています。

(2) 地域の環境づくりの方向

●良好な居住環境の整備を図ります。

- ・平地部において良好な居住環境の確保に向けての整備を図ります。

●周辺環境に影響を及ぼさない工業地環境の整備を図ります。

- ・本市における唯一の工業集積地であることから、周辺環境への影響を及ぼさないような工業地環境の整備を図ります。
- ・住工混在が生じないように、適正な土地利用の誘導等を進めていきます。

●「山の辺」景観の保全・育成を図ります。

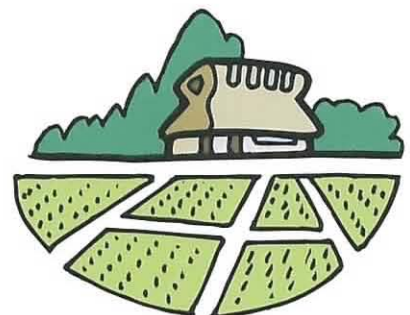
- ・「山辺のみち」を中心とした地域東部の山ろく地域は、緩やかに傾斜する地形の中に農業集落や農地が展開しており、地域固有の風土を醸し出しているとともに、奈良山丘陵、生駒山系等、大和の歴史を感じさせる絶好の眺望に恵まれていることから、周辺の自然環境とともに、日本最古のみちにふさわしい趣きのある景観の保全・育成を図ります。

●良好な田園環境の保全・活用を図ります。

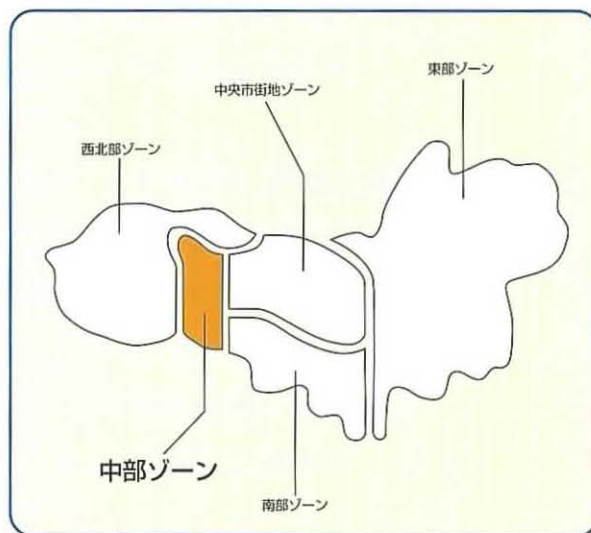
- ・本地域の広がりのある田園環境や緑に恵まれた集落環境は、本市の中でも特徴のある環境を形成していることから、その良好な田園環境を守り育てていきます。

●水辺環境の保全と育成を図ります。

- ・地蔵院川、菩提仙川等の河川や広大寺池等のため池は潤いのある水辺空間としてその水質の保全を図るとともに、水辺環境保全に努めます。
- ・岩井川ダムの建設にあたってはダムの水景観を活かした観光レクリエーション機能の整備を図ります。
- ・水質の保全を図るために公共下水道及び農業集落排水施設の整備を推進します。



4.3.4 中部ゾーン



(1) 地域の環境特性

平城宮跡を中心として南北に広がるゾーンであり、平城山風致地区や唐招提寺、薬師寺といった世界的な歴史的文化遺産に恵まれており、このゾーンには、秋篠川が流れています。

平城宮跡周辺は、関西文化学術研究都市の建設に関する計画において「文化学術研究地区」に位置づけられています。

平城宮跡の後背地である奈良山丘陵の緑は、平城宮跡の貴重な借景となっており、そのふもとには世界的な歴史的文化遺産が数多く点在しています。

朱雀大路跡地周辺一帯は、田園地帯として、奈良西部の新市街地と東部の中央市街地の間の貴重なオープンスペースとなっています。

また、本地域の南西部、西ノ京地区は、世界的な歴史的文化遺産である唐招提寺、薬師寺が立地し、その周辺には旧集落が形成されています。

本地域を東西に横切り現代奈良のメインストリートとなっている大宮通りと国道24号との交点は、広域から訪れる人々にとって本市の玄関口となっています。

(2) 地域の環境づくりの方向

●世界的な歴史的文化遺産の重点的な保全を図ります。

- ・本地域は、中央市街地ゾーンとならび世界に誇るべき歴史的・自然的環境を有する地域であることから、今後とも風致地区や歴史的風土保存区域等の法的措置を遵守し、これらの景観や歴史的・自然的環境の保全を引き続き行っていきます。

●平城宮跡の復元整備による歴史環境の保全を図ります。

- ・史跡朱雀大路跡の復元整備等、平城宮跡の復元を図るとともに、平城宮跡の近景や、東大寺大仏殿、興福寺五重塔、若草山へ至る遠望景観の保全を図ります。
- ・歴史的空間を憩いの場として活用することを図ります。

●朱雀大路跡の復元整備を軸とした歴史環境の保全を図ります。

- ・朱雀大路を軸として歴史的文化遺産と自然環境とが一体となった潤いある歴史的空間の整備を図り、南北方向の景観に配慮した見通しを確保するとともに、歴史的景観の保全・育成を図ります。
- ・歴史的空間を憩いの場として活用することを図ります。

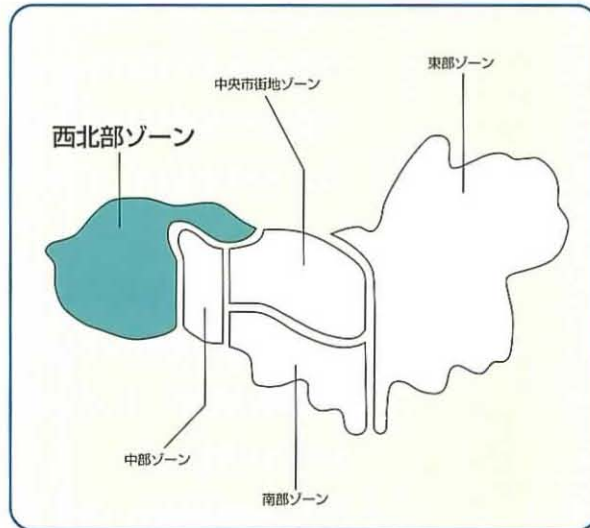
●歴史と自然が一体となった良好な環境と景観の保全・育成を図ります。

- ・借景となる奈良山丘陵等の青垣の山並み、近景の緑や集落と歴史街道が一体となって形成された歴史的な趣きを感じられる良好な環境と景観の保全・育成を図ります。

●河川の水辺環境の保全と育成を図ります。

- ・平城京の水路として利用された秋篠川をはじめ、小河川や点在するため池は、歴史的景観の構成要素であるとともに、身近な水辺として良好な居住環境を高めていくものであることから、これらの水質改善と水辺環境の保全・整備を図ります。

4.3.5 西北部ゾーン



(1) 地域の環境特性

平城ニュータウンを中心とした北部と西大寺から以西の西部地域をひとつのゾーンとした地域です。本地域は、大阪近郊の住宅地として、昭和30年代西部地域の住宅開発以降、急速に都市化した地域です。地域西部には、富雄川が南北に流れています。

地域の大部分は計画的な大規模開発によって、良好な住宅地を形成しています。

(2) 地域の環境づくりの方向

●丘陵地の緑豊かな自然環境と景観の保全・育成を図ります。

- ・ 矢田丘陵、西ノ京丘陵は、平城京を囲む青垣山のうち、西側の緑の山並みの景観を形づくっていると同時に、本地域の市街地の緑のふちを形づくり、潤いある市街地の形成に寄与しているため、これらの緑豊かな山並みの自然環境と景観の保全・育成を図ります。

●潤いある良好な居住環境づくりの推進を図ります。

- ・ 郊外住宅地としての成熟化に対応しながら、良好な居住環境の保全を図る一方で、無秩序な開発を抑制するとともに、面的な整備により、良好な住宅地の形成を図ります。

●安全で快適な道づくりの推進を図ります。

- ・ 道路体系の整備やバス経路を中心とした公共交通網の整備充実により、近鉄学園前駅周辺や近鉄富雄駅周辺などの生活拠点における交通集中を抑制し、歩行者にとって安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。

●身近な快適空間の創造・再生を図ります。

- ・ 宅地開発が進む中で、緑空間や水辺のアメニティの確保など、身近な快適空間の創造・再生を目指していきます。



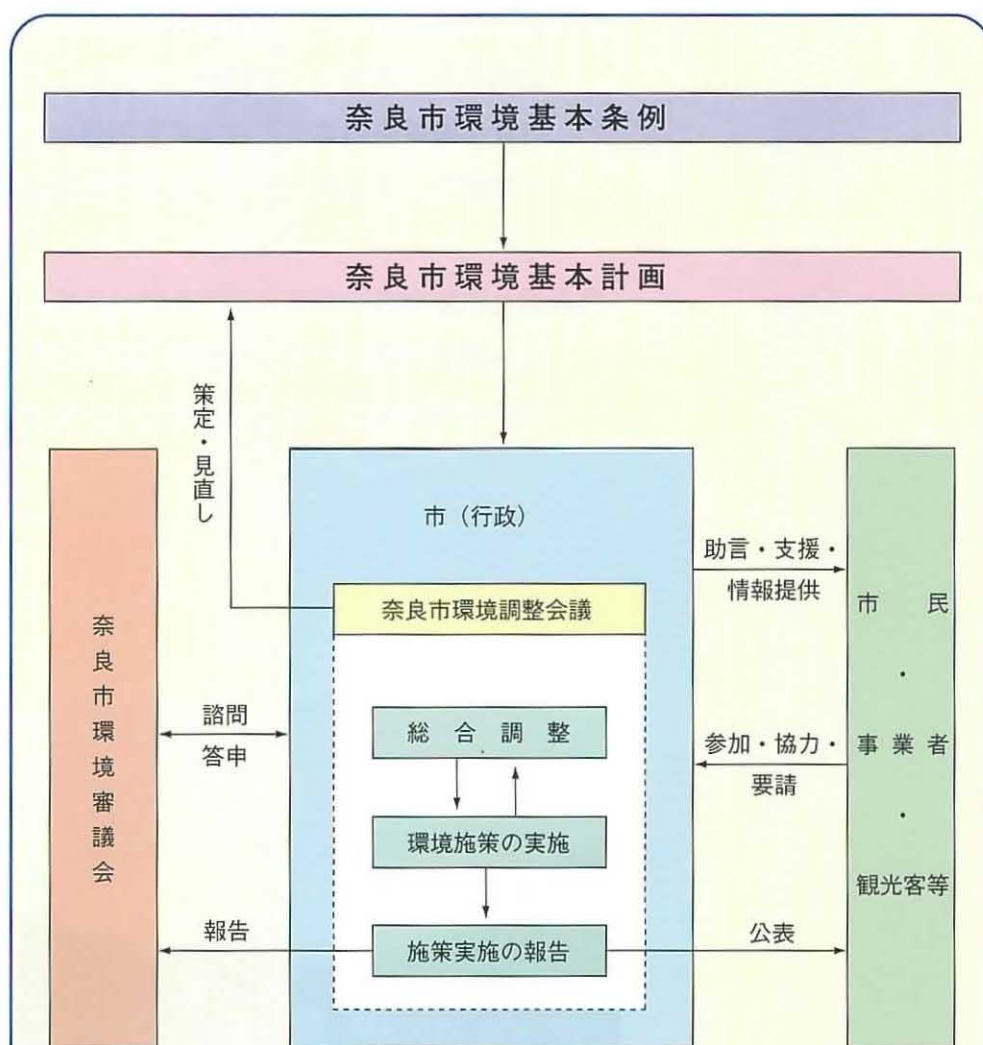
第5章

計画の推進にあたって

5.1 推進体制の整備

市（行政）において、環境調整会議を設置・運営し、庁内連携によって環境基本計画を推進します。

また市民・事業者・観光客等への助言・支援・情報提供などを行い、積極的な参加・協力を促すなど連携の強化を図ります。



●奈良市環境調整会議の役割

市が環境を保全・創造するための施策を体系的に展開していくため、庁内の横断的連携による総合調整を行います。

【役割】・環境基本計画の見直し

・環境基本計画の総合調整と施策の実施（進行管理）

・施策実施の報告

●奈良市環境審議会の役割

奈良市の環境保全に関する基本的事項の調査審議を行います。

5.2

進行管理を
進めるために

【市の環境の現状把握】

- 環境施策の基礎資料として、奈良市の環境に関する情報を整理します。
また、環境の現状の把握や新たな環境保全技術の動向などに関する調査研究を推進します。

【率先行動の監視】

- 市行政全般について、環境を優先的に配慮する視点を定着させるため、庁内の事務等について環境に配慮されているかどうかを点検するシステムの整備及び率先行動の実現に向けて庁内の連携体制を構築します。

【情報の収集・提供】

- 関連情報を管理する関連各機関及び民間団体等との連携のもと、公害、自然環境等各分野における環境情報を広く収集し、市民・事業者・観光客等にわかりやすい形での提供・活用を進めます。

【調査・研究の充実】

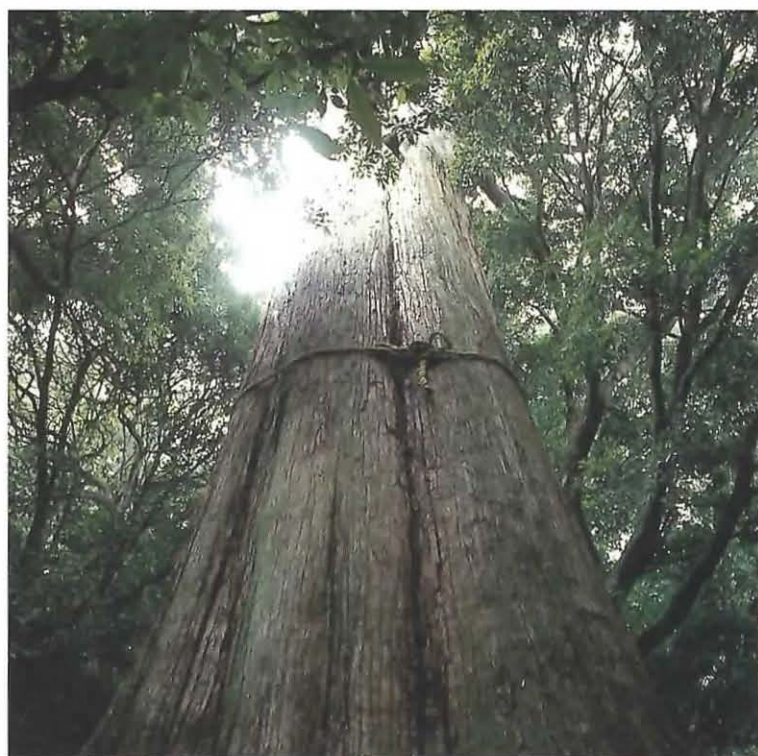
- 本計画の適正な推進に向け、市の施策立案や達成評価等を支援するため、将来的な課題として、環境の現状を総合的に解析、評価する手法導入の検討を図ります。また調査研究体制の充実、総合的かつ体系的な調査研究の実施、環境に関する情報の分析の推進を図ります。

【広域的な連携】

- 自動車交通対策や大気汚染及び河川流域の保全など、広域的に解決すべき課題に対しては、国、県、関係市町村との連携を強化し、積極的な対応を図ります。
- 複雑・多様化する環境問題に対処するため、積極的に国から情報を収集します。
- 奈良県環境総合計画及び奈良市環境基本計画は、役割分担と連携のもと、環境施策の推進と市民・事業者・観光客等の環境行動を支援・促進します。

【進行管理】

- 計画策定後、環境の状況や施策の実施状況、取り組みの効果等を把握し、今後どのように取り組むべきかなどを検討し、対策を講じることや必要に応じて計画の見直しを図ります。



春日山原始林の大杉

資料編

資料1：奈良市環境基本条例

資料2：環境基本計画策定経過

資料3：環境審議会委員名簿

資料4：用語の解説

資料1 奈良市環境基本条例

(平成11年3月26日)
条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 環境の保全と創造に関する施策の基本方針等（第8条－第10条）

第3章 環境の保全と創造に関する施策（第11条－第18条）

第4章 地球環境の保全に関する施策（第19条）

第5章 推進体制の整備（第20条）

第6章 環境審議会（第21条）

附則

奈良市は、平城京として栄え、数多くの世界に誇る歴史的文化遺産やこれらと一体となった春日山原始林等の豊かな自然環境を今に受け継ぎ、日本人の心のふるさとであるとともに国際文化観光都市として発展してきた。

しかし、近年の都市化による生活様式の変化は、環境への負荷を増大させ、大気や水の汚染を進行させるなど日常の生活環境はもとより、地球環境を脅かすまでに至っている。

悠久の年月を経て受け継がれてきた健全で豊かな環境は、人類のみならず、すべての生命をはぐくみ、やすらぎとうるおいの源である。現在及び将来の世代がこの健全で豊かな環境の恵みを等しく享受できるようにすることが、わたしたちの責務である。

このため、わたしたちは、限りある環境を認識し、自然と人間との調和のとれた、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に、一体となって努めなければならない。

ここに、わたしたちは、奈良市に集うすべての人の協働の下に「世界的文化遺産と歴史豊かな自然が調和した都市・奈良」を目指し、良好な環境を保全し、創造するとともに、これを将来の世代へ引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び観光客等の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、市内に存する歴史的文化遺産が世界の遺産でもあることから、その文化遺産及びこれと一体をなす歴史的風土並びに豊かな自然環境を大切にし、市民の生活と調和した奈良らしい歴史環境を保全し、創造することを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全と創造は、市民が安全かつ健康でうるおいとやすらぎのある快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、将来の市民に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全と創造は、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、これが人類共通の課題であるとともに、市民の安全かつ健康で文化的な生活を将来にわたって維持する上で極めて重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、日常生活及び事業活動において、国際的協調の下に積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全と創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全と創造に関する国の施策に準じた施策及び市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、基本理念にのっとり、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全と創造に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(観光客等の責務)

第7条 観光客等は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、観光等に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、観光客等は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全と創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全と創造に関する施策を、相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 歴史と文化を守りはぐくむこと。
- (2) 自然や生き物を大切にすること。
- (3) 安全で快適な都市環境をつくること。
- (4) 健康に暮らせる生活環境を守ること。
- (5) 資源の循環的利用を図ること。
- (6) すべての主体の参加と連携を図ること。
- (7) 地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶこと。

(環境基本計画)

第9条 市長は、前条の基本方針に従い、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全と創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告)

第10条 市長は、環境の状況及び環境の保全と創造に関して講じた施策に関する報告を定期的に作成し、公表するものとする。

第3章 環境の保全と創造に関する施策

(世界遺産等への措置)

第11条 市は、環境の保全と創造に関する施策の推進に当たっては、歴史と文化と自然が織り成す奈良固有の特性を尊重し、世界遺産及びその周辺の環境の保全と創造について必要な措置を講ずる

ものとする。

(環境影響評価の措置)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全と創造について適正な配慮ができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全と創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

(規制の措置)

第13条 市は、環境の保全と創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境の保全と創造に関する教育、学習等)

第14条 市は、環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全と創造に関する広報活動の充実により、事業者、市民、観光客等及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が環境の保全と創造についての理解を深めるとともに、民間団体等の環境の保全と創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、民間団体等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全と創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第14条の環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全と創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備等)

第17条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験、検査等の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な科学情報の収集及び調査研究に努めるものとする。

(財政上の措置)

第18条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境の保全に関する施策

第19条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を推進するため、アイドリング・ストップに関する施策の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、国、他の地方公共団体等と相協力することにより、広域的取組を図るよう努めるものとする。

第5章 推進体制の整備

第20条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための必要な体制を整備するものとする。

第6章 環境審議会

第21条 第9条第3項に規定する事項の処理その他の市の環境の保全と創造に関する基本的事項について調査審議させる等のため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、奈良市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に次項の規定による改正前の奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）の規定により設置されている奈良市環境審議会は、第21条第1項の規定により設置された審議会とみなす。

(奈良市附属機関設置条例の一部改正)

3 奈良市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市環境審議会の項を削る。

資料2 環境基本計画策定経過

■環境審議会における審議等の経過

開催日	審議内容等
平成9年度	
平成9年9月29日	第1回環境審議会開催 ・「21世紀を見通した奈良市の環境行政のあり方」を環境審議会へ諮問 ・小委員会設置
平成9年10月21日	第1回小委員会開催 ・諮問について ・計画についての提案・留意事項について
平成9年12月22日	第2回小委員会開催 ・現況及び市民意向調査結果について ・奈良市の特性、課題について
平成10年2月16日	第3回小委員会開催 ・現況調査、市民意向調査の補足について ・望ましい環境像について（1）
平成10年3月5日	第4回小委員会開催 ・環境行政のあり方について ・望ましい環境像について（2）
平成10年3月31日	第2回環境審議会開催 ・小委員会での審議の経過報告 ・望ましい環境像の中間報告
平成10年度	
平成10年4月21日	第1回小委員会 ・望ましい環境像について（3）
平成10年5月19日	第2回小委員会 ・望ましい環境像について（4）
平成10年7月7日	第1回環境審議会開催 ・望ましい環境像について（5）
平成11年2月1日	第3回小委員会開催 ・「21世紀を見通した奈良市の環境行政のあり方」について小委員会 原案採択及び環境審議会会長へ報告
平成11年2月2日	環境審議会へ奈良市環境基本計画原案の内容を諮問
平成11年2月2日	第2回環境審議会開催 ・「21世紀を見通した奈良市の環境行政のあり方」の答申採択 ・奈良市環境基本計画原案の内容が妥当である旨答申採択

■庁内検討の経過

開催日	審議内容等
平成9年度	
平成9年7月28日	第1回環境施策検討会議幹事会・作業部会開催
平成10年2月16日	第2回庁内検討会議作業部会
平成10年度	
平成10年7月13日	第1回環境施策庁内検討会議開催
平成10年8月26日	第2回環境施策庁内検討会議開催
平成10年10月22日	第3回環境施策庁内検討会議幹事・作業部会開催
平成10年12月7日 ～12月25日	第4回環境施策庁内検討会議作業部会開催 ・基本施策について、各部各課と調整
平成11年1月21日	第5回環境施策庁内検討会議開催



平成11年2月2日 奈良市環境審議会渡辺会長から大川市長へ答申書が手渡されました。

資料3 奈良市環境審議会委員名簿

委員	荒木弘治	奈良県工業技術センター統括主任研究員
〃	石田一郎	奈良佐保女学院短期大学特任教授
〃	今井俊介	奈良県衛生研究所長
〃	上田義夫	奈良県奈良保健所長
〃	大手桂二	京都府立大学名誉教授
〃	岡谷銅	奈良市医師会代表
〃	尾崎康雄	奈良市精華地区自治連合会長
〃	海保勝雄	奈良商工会議所代表
副会長	木村優	奈良女子大学教授
委員	御勢久右衛門	奈良産業大学教授
〃	鯨田敏之	奈良市農業委員会会長
〃	更屋圭一	奈良青年会議所代表
〃	田中幹夫	奈良市顧問弁護士
〃	西田ミサヲ	奈良市地域婦人団体連絡協議会会長
〃	濱口達子	奈良市薬剤師会代表
〃	福西靖	市議会議員
〃	松村和夫	市議会議員
〃	山口裕司	市議会議員
会長	渡辺仁治	関西外国語大学教授

(五十音順・敬称略)

小委員会委員

	荒木弘治
	石田一郎
	大手桂二
委員長	木村優
	御勢久右衛門
	更屋圭一
	西田ミサヲ
	松村和夫
	渡辺仁治

(五十音順・敬称略)

資料4 用語の解説

あ 行

アイドリング・ストップ

大気汚染防止を目的として、駐停車中の自動車のエンジンを止めること。環境庁では平成8年度環境月間を契機に全国的な実践行動としての「アイドリングストップ運動」を提唱しており、本市でもアイドリング・ストップを推進している。

アメニティ

「快適さ」、「快適性」の意味でまちづくり用語として用いられている。近年の社会情勢の変化と人々の価値観の多様化に伴い、経済性や利便性の重視から快適性の重視へとまちづくりのニーズも変化している。

一酸化炭素 (CO)

大気中の一酸化炭素 (CO) は、燃料等の不完全燃焼によって生じるもので、主に自動車が発生源となっている。COは血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害するなど人の健康に影響を与えるほか、温室効果のあるメタンガスの寿命を長くする。COについては、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること」という環境基準（人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準）が設定され、自動車の排出ガス規制が行われている。

雨水浸透施設

雨水などを人為的に地中へ浸透補給して地下水の量の増加を図る施設。例として、浸透雨水マス、浸透トレンチ、透水性舗装などがある。

エコビジネス

環境への負荷が少ない商品・サービスや環境保全に資する技術やシステムを提供するビジネスのことをいい、あらゆる産業にまたがった横断的な商品・サービスを提供する産業であり、1. 環境への負荷を低減する装置、2. 環境への負荷の少ない製品、3. 環境保全に資す

るサービス、4. 社会基盤の整備の4つに分類される。

エコマーク (eco-mark)

エコマークは、商品類型ごとに定められた環境への配慮項目を満たしているかどうかを審査し、認定を受けた商品に付与されるものである。環境への負荷の少ない製品の購買を推奨することを目的として、財団法人日本環境協会が平成元年2月からエコマーク事業を実施しており、平成8年12月現在で69類型2032商品が認定されている。

オゾン層

地上から12～50kmの上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。酸素が成層圏において強い紫外線による光化学反応を起こし、酸素原子3個のオゾンとなることで形成される。オゾンは波長域200～360nmの光を強く吸収するため、オゾン層の存在が生物に有害な紫外線を地表に到達しにくくしている。

音風景

身近な音に注目して、将来に残したい環境を考えるとときに用いる言葉。音風景については、環境庁が平成8年に実施した「残したい日本の音風景100選」を契機に、全国的に地域の音環境を保全する事業が進められている。本市でも、「春日野の鹿と諸寺の鐘」が選定されている。

温室効果ガス (GHG) (greenhouse gas)

大気中のガスの中には、太陽光の放射エネルギーのような波長の短い可視光線は吸収しないが、地表から宇宙への放射エネルギーのような波長の長い赤外線は吸収する性質をもつものがあり、これを温室効果ガスという。主な温室効果ガスとして、二酸化炭素 (CO₂)、水蒸気、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O)、オゾン (O₃)、代替フロンであるHFC (ハイドロフルオロカーボン) やPHC (パーフルオロカーボン) などがあげられる。

か 行

環境教育・環境学習

環境教育・環境学習は、国民一人ひとりが自ら学習する主体であるとの認識の下に、幼児から成人・高齢者へのライフ・ステージに合わせ、生涯学習として展開されることが必要である。環境教育・環境学習の目指すところは、①今日の環境の状況を認識し、②環境問題がエネルギーの消費等人間の経済活動や日常的な活動に由来しているという人間と環境とのかかわりを理解し、③社会全体の生活様式や経済活動の変革の必要性を学ぶことである。その上で、④これを単なる環境に係る知識の習得にとどめるのではなく、習得した知識を踏まえて、自らの行動と環境とのかかわりを常に意識し、可能な限り環境に負荷を与えない生活を実践していく能力を養成することである。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性と調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいう。（「環境保全型農業の展開へ向けて」（平成7年環境保全型農業研究会））。

光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）及び炭化水素類（HCs）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成されるオゾンなどのことを指し、強い酸化力を持っている。光化学オキシダントは、いわゆる光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜への刺激や呼吸器へ影響を及ぼすとともに、農作物などへの影響も報告されている。光化学オキシダントについては、「1時間値が0.06ppm以下であること」という環境基準が設定されている。

クリーンエネルギー

太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーと同義語。

グリーン購入ネットワーク

（Green Purchasing network）

環境保全型製品、原材料、サービス等の市場形成を促進するため、グリーン購入（環境への負荷ができるだけ少ない商品やサービスを優先的に購入すること）ネットワークが、平成8年2月に、民間団体、企業、地方公共団体、環境庁、学識経験者等によって設立された。グリーン購入ネットワークでは、製品の購入に当たって環境面で配慮すべき事項を、製品カテゴリーごとに購入者・消費者向けのガイドラインとしてまとめることとしており、これまでOA用紙、コピー機・レーザープリンター・レーザーファクシミリについてガイドラインを作成している。

本市でも平成8年11月に加入している。

コージェネレーション・システム

（co-generation system）

コージェネレーションとは、燃焼により発生する熱の高温部から発電に用いる動力を、動力が作られる際に生ずる低温の熱を同時に取り出すものである。電力需要と熱需要が適切に組み合わせられた場合は、総合エネルギーが80%以上にまで向上する。

コンポスト

土壌改良効果を持つ有機資材。台所から出る生ごみや落ち葉などからも作ることができ、家庭菜園や盆栽などの肥料として利用できる。

交流ファーム

農業、林業、畜産などのふれあい交流をすることによって、自然や生活の技、食文化等への理解を深め、自然や動植物を大切にする心や自然環境に影響（負荷）を与えないような暮らしを進めていくことができる。ハーベストファームやミルクファームなど全国で多様な交流ファームが誕生している。

さ 行

酸性雨（acid rain）

酸性雨とは、硫黄酸化物（SO_x）や窒素酸化物（NO_x）などの大気汚染物質が大気中で硫酸塩や硝酸塩に変化し、

これを取り込んで生じると考えられる酸性の強い雨、霧、雪などの湿性沈殿(wet deposition)と、ガスやエアゾルの形態で沈殿する乾性沈殿(dry deposition)の両者をあわせたものである。酸性雨による影響としては、①湖沼や河川等陸水が酸性化し魚類等へ影響を与えること、②土壌が酸性化し森林等へ影響を与えること、③酸性雨が直接、樹木や文化財に沈着することによりこれらの衰退や崩壊を助長することなどが懸念されている。

自然エネルギー

石油や石炭によるエネルギーは大気汚染や地球温暖化の原因となる物質を排出し、環境に負荷を及ぼす。これに対して、太陽エネルギー、風力エネルギー、潮力エネルギーなどは、環境への負荷が少ないことから自然エネルギーまたはクリーンエネルギーと呼ばれている。

自動車交通騒音に関する環境基準

朝、昼間、夕、夜間の4時間帯のそれぞれについて、住居環境の種類、車線数によって値が定められている。昼間、朝と夕、夜間の順に基準値が高く、45デシベル以下～65デシベル以下となっている。

自動車交通騒音に関する要請限度

騒音規制法に基づき定められた自動車交通騒音の限度で、都道府県知事は、これを超えた場合で道路の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定に基づく交通規制等の措置をとるべきことを要請するものとする。その値は、区域、時間帯に応じて定められており環境基準より5～15デシベル高い。

本市は、騒音については昭和44年9月20日から、振動については、昭和53年4月1日から事務委任を受けている。本市全域が規制地域となり、それに伴う各種規制を実施している。なお、深夜騒音等に係る規制についても、奈良県生活環境保全条例で定められている。本市では、自動車交通環境実態調査・環境騒音調査を行い、現況把握に努めている。

省エネルギー

石油などの有限なエネルギー資源の消費を極力少なく

すること。エネルギーの有限性が叫ばれる中、事業活動や市民の日常生活レベルにおいて取り組みが行われている。

循環型社会

環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクルやリユースに配慮したシステムを有する社会をいう。

例えば、雨水の地中涵養や中水利用などの水の循環への配慮、生ゴミの堆肥化、古紙や缶のリサイクルなど資源の循環などの仕組みや設備を備えたりすることがあげられる。

水源かん養林

樹木、落葉及び土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下する水源かん養機能を持つ森林のこと。水源かん養林を保全することによって、洪水調節、渇水緩和など河川流量の平準化を図ることができる。

た 行

ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。ダイオキシン類は燃焼過程や化学物質の合成過程で意図せずに生成される化学物質である。大気中に出ていき、大気中の粒子などにくっついたダイオキシンは、土壌に落ちたり、川に落ちたりして土壌や水を汚染する。さらに、プランクトンや魚に食物連鎖を通して取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられている。

地球の温暖化(global warming)

二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が高まり、自然や生活環境に各種の(悪)影響が生じる現象。1995年のIPCC第二次報告書によると、何も対策をとらなかった場合、全地球の平均気温は21世紀末には二度上昇し、温暖化にともなう海水の膨張などにより、平均50cm(15～95cm)の海面上昇が予想されるほか、農林業に大きな影響を与える。

窒素酸化物 (NO_x)

窒素と酸素の化合物の総称。燃料その他の物質の燃焼に伴って発生する。大気中には多くの種類のものが存在するが、主に一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)が大気汚染に関係する。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つでもある。我が国では、No_xのうち二酸化窒素について「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること」という環境基準を設け、対策の目標としている。

低公害車

CO₂排出削減を目的とした自動車。現在、実用段階にある低公害車として電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車がある。

な 行

ないぶんびつかくらん か がくぶっしつ

内分泌攪乱化学物質

(environmental endocrine disrupters; endocrine-disrupting chemicals)

一般には、環境ホルモンと呼ばれ、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に与える化学物質を意味する。近年、内分泌学を始めとする医学、野生生物学に関する科学、環境科学等の研究者・専門家によって、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなど悪影響を及ぼしている可能性があるとの指摘がなされている。現在、環境庁は約70種の化学物質を指定し、98年6月には300種を調査対象として新たに指定しているがその中の最右翼がダイオキシンである。

二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄(SO₂)は、硫黄分を含む石油や石炭を燃焼させることにより生じ、四日市ぜんそくなどの公害病の原因物質として知られているほか、酸性雨の原因物質ともなる。我が国では、SO₂については「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が

0.1ppmであること」という環境基準を設けている。

二酸化炭素 (CO₂)

炭素を含む物質の燃焼によって発生する。生物の呼吸によっても発生する。最近では、産業革命以後の経済活動の活発化により、石油、石炭などの化石燃料が大量に消費され、大気中の二酸化炭素濃度が上昇していることが、地球温暖化の原因の1つとして注目をあびている。

二酸化窒素 (NO₂)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素の形で生成され、これが大気中に放出された後、酸素と結びついて二酸化窒素となる。二酸化窒素は呼吸器系に好ましくない影響を与える。NO_xのうち二酸化窒素について「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること」という環境基準を設け、対策の目標としている。

は 行

パートナーシップ

今日の環境問題を解決していくために、各主体（市民、事業者、観光者等、市）が、環境とのかかわりを理解し、それぞれが責任を分担して、公平な役割の下に、連携して環境保全に取り組む協調的関係のこと。

バリアフリー

障害者や高齢者等の行動を妨げるさまざまな障壁を取り除くこと。

BOD (=Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量のこと。河川水などの有機物による汚濁の程度を示すもの。水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

海や湖沼などでは、化学的酸素要求量であるCOD (chemical oxygen demand) が使われる。

ビオトープ (Biotope)

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。広大な面積の森林もビオトープですが、庭の小さな植え込みや花壇もビオトープになる。

浮遊粒子状物質

(SPM=Suspended Particulate Matter)

大気中の粒子状物質のうち、粒径0.01mm以下のもの。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。浮遊粒子状物質については「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること」という環境基準を設定し、その達成に向けて工場・事業場からのばいじん・粉じんや自動車からの粒子状物質等の排出規制を行っている。

フロン

1930年ごろに冷媒として開発されたフロン (CFC) は冷蔵庫やエアコンに欠くことのできない物質として発達した。人体に対する毒性が低く、無味無臭で化学的に安定であること、圧力によって容易に液化して多くの有機物を溶かすことなどからクリーンな洗浄溶剤としてエレクトロ産業等において大量に使用されるなど、洗浄剤や噴霧剤、発泡剤など冷媒以外の多様な用途に広く利用された。しかし、成層圏に到達すると、紫外線で分解されて塩素分子を放出し、この原子がオゾン層を破壊することが知られている。

pH

水素イオン濃度のこと。河川や海域での水質判定項目である。7が中性、7以上がアルカリ性、7以下が酸性と定義されている。

平年で約4,200億m³、渇水年で約2,800億m³となっている。梅雨期や台風期に降雨が集中しており、かつ地形が急峻で河川の流路延長が短い我が国では、この水資源賦存量のうちかなりの部分が利用されないまま海に流出する。実際に水資源として利用可能な量は、各地域の地形、地質や降雨量の時間的変化等によっても大きく異なる。

(環境) モニタリング

環境データのチェックや環境試料の採取と分析をするなど、環境の変化を継続的に監視すること。

や 行

有害化学物質

化学物質の中には、その製造、流通、廃棄等の様々な段階で環境中に放出され、環境中での残留、食物連鎖による生物学的濃縮などを通じて、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがある。これまで有機水銀やPCB等の環境汚染問題を始めとし、最近では、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等による地下水等汚染、有機スズ化合物による海洋汚染、ゴミ焼却等により非意図的に発生するダイオキシン類の環境残留問題などがしばしば社会問題化している。

ら 行

れきかん 礫間 (接触酸化法) 浄化

河床の付着生物膜は1層しかないもので、礫を積み上げてこれを多層にして、自然浄化機能を高める方法が礫間接触酸化法である。本法は河川敷で実施されることが多く、コンクリート製の槽 (推進1.5m程度) にこぶし大の礫を充填する。

ま 行

水資源賦存量

降水量から蒸発散によって失われる量を差し引いた量に、当該地域の面積を乗じた値。我が国の水資源賦存量は

世界的文化遺産と歴史および
豊かな自然が調和した都市・奈良

奈良市環境基本計画

平成11年3月

●発 行●

奈良市企画部環境交通課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL.0742 (34) 1111(代)
